

栃木県介護員養成研修事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第3条第1項第1号の規定に基づく介護員養成研修（以下「研修」という。）の実施について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第22条の23第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第219号。以下「告示」という。）及び「介護員養成研修の取扱細則について（介護員初任者研修・生活援助従事者研修関係）」（平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「取扱細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 研修の実施主体（以下「研修実施者」という。）は、政令第3条第1項第1号の規定により、栃木県知事（以下「知事」という。）又は介護員養成研修事業者（以下「事業者」という。）として知事が指定した者とする。

(研修課程)

第3条 研修の課程は、介護職員初任者研修課程（以下「初任者研修課程」という。）及び生活援助従事者研修課程とする。

(1) 目的

① 初任者研修課程

介護に携わる者が業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身に付け、基本的な介護業務を行うことができるようにすること。

② 生活援助従事者研修課程

生活援助中心型のサービスに従事する者の裾野を広げるとともに、担い手の質を確保できるようにするため、生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等を習得すること。

(2) 受講対象者

① 初任者研修課程

訪問介護事業に従事しようとする者又は在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者とする。

② 生活援助従事者研修課程

生活援助中心型のサービスに従事しようとする者とする。

(3) 科目及び細目

取扱細則に規定されている研修科目を科目とし、科目の中に別添1「介護員養成研修におけるカリキュラム等について」別表1-1又は別表1-2のとおり細目を設ける。

(4) 研修時間数

研修時間数は次のとおりとし、科目及び細目ごとの時間数は別添1「介護員養成研修におけるカリキュラム等について」別表1-1又は別表1-2のとおりとする。

なお、各細目の時間配分については、内容に偏りがないうように十分に留意すること。

- ① 初任者研修課程 130 時間以上
- ② 生活援助従事者研修課程 59 時間以上

(5) 研修定員

研修の定員は、1 研修当たり 40 名を上限とすること。

(6) 研修の目標、評価及び内容

研修の目標、評価及び内容については、別添 1 「介護員養成研修におけるカリキュラム等について」1 及び 2 のとおりとする。

(7) 研修の実施方法

研修は講義、演習及び実習により行い、講義と演習は一体的に行うものとする。

なお、別添 3 「講義を通信で行う際の基準」を満たすことにより、講義の一部を通信の方法により行うことができるものとする。通信学習を実施する場合には、適切な教材及び適切な方法により、添削・面接指導及び評価を行わなければならない。

(履修期間)

第 4 条 各課程の履修期間は、次のとおりとする。

(1) 初任者研修課程

原則として 8 月以内とする。

(2) 生活援助従事者研修課程

原則として 4 月以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、学校教育法に基づく高等学校及び特別支援学校については、次の要件に該当する場合に限り、修学期間を限度として研修履修期間とすることができる。

- (1) 所管庁に認可された学則に修学期間が規定されていること。
- (2) 当該学校の学生のみを対象としていること。

(研修科目の免除等)

第 5 条 研修実施者は、一定の経験等を有する受講者に対し、別添 2 「科目免除要件及び時間数」の定めるところにより研修科目の一部を免除することができる。

2 次に掲げる者は、初任者研修課程を修了したものとみなす。

- (1) 平成 25 年 4 月 1 日改正前の介護保険法施行規則第 22 条の 23 に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修 1 級課程及び訪問介護員養成研修 2 級課程修
- (2) 看護師、准看護師又は保健師の資格を有する者
- (3) 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成 18 年厚生労働省告示第 538 号) 第 1 条第 2 号に掲げる研修の居宅介護職員初任者研修課程を修了した旨の証明書の発行を受けた者
- (4) 平成 25 年 4 月 1 日改正前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成 18 年厚生労働省告示第 538 号) 第 1 条第 2 号に掲げる研修の 1 級課程及び 2 級課程を修了した旨の証明書の発行を受けた者
- (5) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号) 第 40 条第 2 項第 5 号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成

施設において6月以上（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第21条第3号に掲げる者は1月以上）介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修（以下「実務者研修」という。）を修了した旨の証明書の発行を受けた者

3 次に掲げる者は、生活援助従事者研修課程を修了したものとみなす。

- (1) 前項の各号に掲げる者
- (2) 初任者研修課程を修了した旨の証明書の発行を受けた者

（講師）

第6条 講義及び演習を担当する講師は、担当する科目に関し、十分な知識、経験を持つ者を充てるものとし、原則として別添1「介護員養成研修におけるカリキュラム等について」別表2-1又は別表2-2の講師資格要件を満たす者とする。

2 講師資格要件に係る資格については、資格証等の写しを提出させ、研修実施者において確認及び保管すること。

（実習）

第7条 実習施設は、原則として次の要件を満たす施設等とする。

- (1) 実習指導者が確保されていること。
 - (2) 別添1「介護員養成研修におけるカリキュラム等について」別表2-1又は別表2-2の実習施設要件に該当する施設であること。
- 2 実習の実施方法については、別添1「介護員養成研修におけるカリキュラム等について」5のとおりとする。

（補講）

第8条 研修実施者は、やむを得ない理由により研修の一部を欠席した者に対して、第4条第1項に定める履修期間内に、次に掲げる方法により補講を行うことができる。

- (1) 欠席した科目について、別途研修を実施し、履修させること。
- (2) 研修実施者が他の日程で行う研修課程において、欠席した科目と同一の科目を履修させること。
- (3) 県内の他の事業者が実施する研修において、欠席した科目と同一の科目を履修させること。

（理解度の把握）

第9条 研修実施者は、受講者の理解度を常に把握し、理解が不十分であると認められる場合には、補習等を行い受講者の理解度の向上に努めるものとする。

（修了の認定）

第10条 研修実施者は、研修修了者の質の確保を図るため、別添6「介護員養成研修における修了評価について」に基づき、全科目の修了時に筆記試験を実施し、受講者の知識・技術の習得度を測定し、評価を行うものとする。

2 研修実施者は、修了評価の基準を達成できない受講者がいるときは補習を行い、修了

評価を行うものとする。

- 3 研修実施者は、全細目を履修し、かつ筆記試験による修了評価の結果が所定の水準を超えるものであることが確認された者に対して、修了証明書（別記様式第 1-1 号又は別記様式第 2-1 号及び修了証明書（携帯用）（別記様式第 1-2 号又は別記様式第 2-2 号）を交付するものとする。

（書類の管理）

- 第 11 条 研修実施者は、修了証明書番号、研修の修了年月日、住所、氏名、生年月日、性別等を記載した介護員養成研修修了者名簿及び成績に関する事項を記載した書類について、永年保存し適切に管理するものとする。
- 2 研修実施者は、研修の運営に関する書類を事業年度終了後 5 年間保存し、適切に管理するものとする。

（研修の教材）

- 第 12 条 研修実施者は、研修を実施するために必要な研修会場、備品等を別添 4「研修会場及び教材の基準」のとおり確保するものとする。

（事業者の指定）

- 第 13 条 知事は、栃木県内において、市町及び民間団体等が行う介護員養成研修事業について、政令第 3 条第 1 項の規定に基づき、研修課程及び形式ごとに事業者の指定を行うこととする。
- 2 前項の指定に関し必要な事項は、別に定める。

（情報の公表）

- 第 14 条 研修実施者は、事業者の質の比較、受講者等による事業者の選択等が行われる環境を整備し、研修の質の確保・向上に努めるため、別添 5「研修機関が公表すべき情報の内訳」に定める情報項目を自らのホームページに公表しなければならない。

（個人情報の保護）

- 第 15 条 研修実施者は、事業運営上知り得た個人情報を厳重に管理し、他に漏らしてはならない。
- 2 研修実施者は、受講者に対し、研修において知り得た個人情報を他に漏らすことのないよう指導しなければならない。

（その他）

- 第 16 条 この要綱に定めるもののほか、研修の事務に関して必要な事項については、別に定めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から適用する。

- 2 栃木県介護員養成研修事業実施要綱（平成 24 年 11 月 29 日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 旧要綱の規定による指定を受け平成 31 年 3 月 31 日までに開始した研修については、従前の例によることができる。

附 則
この要領は、令和 3 年 3 月 31 日から適用する。

附 則
この要領は、令和 6 年 3 月 29 日から適用する。

(別添1)

介護員養成研修におけるカリキュラム等について

1 介護員養成研修課程を通した到達目標

(1) 初任者研修課程

- ① 基本的な介護を実践するために最低限必要な知識・技術を理解できる。
- ② 介護の実践については、正しい知識とアセスメント結果に基づく適切な介護技術の適用が必要であることを理解できる。
- ③ 自立の助長と重度化防止・遅延化のために、介護を必要とする人の潜在的能力を引き出し、活用・発揮させるという視点が大切であることを理解できる。
- ④ 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活を送れるようにするために、利用者一人ひとりに対する生活状況の的確な把握が必要であることを理解できる。
- ⑤ 他者の生活観及び生活の営み方への共感、相手の立場に立って考えるという姿勢を持つことの大切さについて理解できる。
- ⑥ 自立支援に資するサービスを多職種と協働して総合的、計画的に提供できる能力を身につけることが、自らの将来の到達目標であることを理解できる。
- ⑦ 利用者本位のサービスを提供するため、チームアプローチの重要性とその一員として業務に従事する際の役割、責務等を理解できる。
- ⑧ 利用者、家族、多職種との円滑なコミュニケーションのとり方の基本を理解できる。
- ⑨ 的確な記録・記述の大切さを理解できる。
- ⑩ 人権擁護の視点、職業倫理の基本を理解できる。
- ⑪ 介護に関する社会保障の制度、施策、サービス利用の流れについての概要を理解できる。

(2) 生活援助従事者研修課程

- ① 基本的な生活援助中心型の介護を実践するために最低限必要な知識・技術を理解できる。
- ② 介護の実践については、正しい知識とアセスメント結果に基づく適切な介護技術の適用が必要であることを理解できる。
- ③ 自立の助長と重度化防止・遅延化のために、介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させるという視点が大切であることを理解できる。
- ④ 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活を送れるようにするために、利用者一人ひとりに対する生活状況の的確な把握が必要であることを理解できる。
- ⑤ 他者の生活観及び生活の営みへの共感、相手の立場に立って考えるという姿勢を持つことの大切さについて理解できる。
- ⑥ 自立支援に資するサービスを他職種と協働して総合的、計画的に提供できる能力を身につけることが、自らの将来の到達目標となり得ることを理解できる。
- ⑦ 利用者本位のサービスを提供するため、チームアプローチの重要性を理解し、その一員として業務に従事するという視点を持つことができる。
- ⑧ 利用者、家族、他職種との円滑なコミュニケーションのとり方の基本を理解できる。
- ⑨ 的確な記録・記述の大切さを理解できる。
- ⑩ 人権擁護の視点、職業倫理の基本を理解できる。
- ⑪ 介護に関する社会保障の制度、施策、サービス利用の流れについての概要を理解できる。

2 各科目の「到達目標・評価の基準」

(1) 初任者研修課程

① ねらい (到達目標)

別表 2-1 における「ねらい (到達目標)」は、各科目が、実務においてどのような行動ができる介護職員を養成しようとするのかを定義したものである。

研修実施者は介護職員初任者研修課程修了時点で直ちにできることは困難だが、研修修了後一定の実務後にこの水準に到達する基礎を形成することを目標に、研修内容を企画する。

② 各科目の「内容例」

別表 2-1 における「内容例」に示す、「指導の視点」、「内容」は、研修実施者が企画すべき科目の内容について具体的に例示したものである。研修実施者は「内容例」を参考に、各科目に定める「ねらい (到達目標)」の達成に向けて、教育内容を策定するものとする。

③ 各科目の修了時の評価ポイント

ア 「修了時の評価のポイント」とは、全科目の修了時に、介護職員初任者研修課程において実施する受講者の習得状況の評価において、最低限理解・習得すべき事項を定義したものである。

研修実施者は受講生が修了時にこの水準に到達できていることを確認する必要がある。

イ 「修了時の評価のポイント」は評価内容に応じて下記のような表記となっている。

(ア) 知識として知っていることを確認するもの
知識として知っているレベル。

【表記】

- ・「列挙できる」(知っているレベル)
- ・「概説できる」(だいたいのところを説明できるレベル)
- ・「説明できる」(具体的に説明できるレベル)

筆記試験や口頭試験により、知識を確認することが考えられる。

(イ) 技術の習得を確認するもの

実技演習で行った程度の技術を習得しているレベル。

【表記】

- ・「～できる」「実施できる」

教室での実技を行い確認することが考えられる。

(2) 生活援助従事者研修課程

① ねらい (到達目標)

別表 2-2 における「ねらい (到達目標)」は、各科目が、実務においてどのような行動ができる介護職員を養成しようとするのかを定義したものである。

生活援助従事者研修終了時点で直ちにできることは困難だが、生活援助従事者研修事業者は、研修終了後一定の実務後にこの水準に到達する基礎を形成することを目標に、研修内容を企画する。

② 各科目の「内容例」

別表 2-2 における「内容例」に示す、「指導の視点」、「内容」は、研修実施者が企画すべき科目の内容について具体的に例示したものである。研修実施者は「内容例」を参考に、各科目に定める「ねらい (到達目標)」の達成に向けて、教育内容を策定するものとする。

③ 各科目の修了時の評価ポイント

ア 「修了時の評価のポイント」とは、全科目の修了時に生活援助従事者研修課程において実施する受講者の習得状況の評価において、最低限理解・習得すべき事項を定義したものである。

研修実施者は受講生が修了時にこの水準に到達できていることを確認する必要がある。

「修了時の評価ポイント」は評価内容に応じて下記のような表記となっている。

(ア) 知識として知っていることを確認するもの。

知識として知っているレベル。

【表記】

- ・「理解している」(概要を知っているレベル)
- ・「列挙できる」(知っているレベル)
- ・「概説できる」(だいたいのところを説明できるレベル)
- ・「説明できる」(具体的に説明できるレベル)

筆記試験や口頭試験により、知識を確認することが考えられる。

(イ) 技術の習得を確認するもの。

実技演習で行った程度の技術を習得しているレベル。

【表記】

- ・「～できる」「実施できる」

教室での実技を行い確認することが考えられる。

3 実習の実施方法

- (1) 研修実施者は、実習を開始する前に必ずオリエンテーションを実施し、実習施設の概要・実習記録の記入方法・実習生として守るべき事項等について説明すること。
- (2) 研修実施者及び実習施設は介護事故に十分注意するとともに、事故発生時の対応についてあらかじめ定めておくこと。
- (3) 利用者の秘密保持に十分配慮すること。
- (4) 研修実施者は実習レポートを提出させ、適正かつ効果的に行われたことを確認すること。

別表1-1

○初任者研修課程

科目番号	科目名		細目名	時間		
				合計 A	通信 上限 B※	面接 A-B
①	職務の理解		(1) 多様なサービスの理解	6時間	0	6
			(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解			
②	介護における尊厳の保持・自立支援		(1) 人権と尊厳を支える介護	9時間	7.5	1.5
			(2) 自立に向けた介護			
③	介護の基本		(1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携	6時間	3	3
			(2) 介護職の職業倫理			
			(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント			
			(4) 介護職の安全			
④	介護・福祉サービスの理解と医療との連携		(1) 介護保険制度	9時間	7.5	1.5
			(2) 医療との連携とリハビリテーション			
			(3) 障害福祉制度及びその他制度			
⑤	介護におけるコミュニケーション技術		(1) 介護におけるコミュニケーション	6時間	3	3
			(2) 介護におけるチームのコミュニケーション			
⑥	老化の理解		(1) 老化に伴うこととからだの変化と日常	6時間	3	3
			(2) 高齢者と健康			
⑦	認知症の理解		(1) 認知症を取り巻く状況	6時間	3	3
			(2) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理			
			(3) 認知症に伴うこととからだの変化と日常生活			
			(4) 家族への支援			
⑧	障害の理解		(1) 障害の基礎的理解	3時間	1.5	1.5
			(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識			
			(3) 家族の心理、かかわり支援の理解			
⑨	こととからだのしくみと生活支援技術	ア 基本知識の学習 (10～13時間程度)	(1) 介護の基本的な考え方	75時間	12	63
			(2) 介護に関することとからだのしくみの基礎的理解			
			(3) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解			
			(4) 生活と家事			
	イ 生活支援技術の講義・演習 (50～55時間程度)	(5) 快適な居住環境整備と介護				
		(6) 整容に関連したこととからだのしくみと自立に向けた介護				
		(7) 移動・移乗に関連したこととからだのしくみと自立に向けた介護				
		(8) 食事に関連したこととからだのしくみと自立に向けた介護				
		(9) 入浴、清潔保持に関連したこととからだのしくみと自立に向けた介護				
		(10) 排泄に関連したこととからだのしくみと自立に向けた介護				
		(11) 睡眠に関連したこととからだのしくみと自立に向けた介護				
		(12) 死にゆく人に関連したこととからだのしくみと終末期介護				
	ウ 生活支援技術演習 (10～12時間程度)	(13) 介護過程の基礎的理解				
		(14) 総合生活支援技術演習				
⑩	振り返り		(1) 振り返り	4時間	0	4
			(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修			
合計				130時間	40.5	89.5

施設サービス実習	6時間	「⑨こととからだのしくみと生活支援技術」の研修時間内で実施
訪問通所サービス実習	6時間	「⑨こととからだのしくみと生活支援技術」の研修時間内で実施
修了評価(筆記試験)	1時間程度	①～⑩の研修時間とは別に実施

※通信形式で実施できる科目ごとの上限時間。当該時間の範囲内で通信学習とすることができる。

別表1-2

○生活援助従事者研修課程

科目番号	科目名	細目名	時間			
			合計 A	通信 上限 B※	面接 A-B	
①	職務の理解	(1) 多様なサービスの理解	2時間	0	2	
		(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解				
②	介護における尊厳の保持・自立支援	(1) 人権と尊厳を支える介護	6時間	3	3	
		(2) 自立に向けた介護				
③	介護の基本	(1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携	4時間	2.5	1.5	
		(2) 介護職の職業倫理				
		(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント				
		(4) 介護職の安全				
④	介護・福祉サービスの理解と医療との連携	(1) 介護保険制度	3時間	2	1	
		(2) 医療との連携とリハビリテーション				
		(3) 障害福祉制度及びその他制度				
⑤	介護におけるコミュニケーション技術	(1) 介護におけるコミュニケーション	6時間	3	3	
		(2) 介護におけるチームのコミュニケーション				
⑥	老化と認知症の理解	(1) 老化に伴うところとからだの変化と日常	9時間	5	4	
		(2) 高齢者と健康				
		(3) 認知症を取り巻く状況				
		(4) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理				
		(5) 認知症に伴うところとからだの変化と日常生活				
		(6) 家族への支援				
⑦	障害の理解	(1) 障害の基礎的理解	3時間	1	2	
		(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識				
		(3) 家族の心理、かかわり支援の理解				
⑧	ところとからだのしくみと生活支援技術	ア 基本知識の学習 (7.5時間程度)	24時間	12.5	11.5	
		イ 生活支援技術の学習 (14.5時間程度)				(1) 介護の基本的な考え方
						(2) 介護に関するところのしくみの基礎的理解
						(3) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解
						(4) 生活と家事
						(5) 快適な居住環境整備と介護
						(6) 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護
						(7) 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護
						(8) 睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護
						(9) 死にゆく人に関連したところとからだのしくみと終末期介護
ウ 生活支援技術演習 (2時間程度)	(10) 介護過程の基礎的理解					
⑨	振り返り	(1) 振り返り	2時間	0	2	
		(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修				
合計			59時間	29	30	

移動・移乗実習	2時間	「⑧ところとからだのしくみと生活支援技術」の研修時間内で実施
修了評価(筆記試験)	0.5時間程度	①～⑨の研修時間とは別に実施

※通信形式で実施できる科目ごとの上限時間。当該時間の範囲内で通信学習とすることができる。

(別表 2-1)

科目名	① 職務の理解	時間数	6時間
ねらい (到達目標)	研修に先立ち、これからの介護を目指すべき、その人の生活を支える「在宅におけるケア」等の実践について、介護職がどのような環境で、どのような形で、どのような仕事を行うのか、具体的イメージを持って実感し、以降の研修に実践的に取り組めるようになる。		
内 容 例		講 師 要 件	
指導の視点		当該科目に関連した実務経験を有する以下の者	
<p>1 研修課程全体（130時間）の構成と各研修科目（10科目）相互の関連性の全体像をあらかじめイメージできるようにし、学習内容を体系的に整理して知識を効率・効果的に学習できるような素地の形成を促す。</p> <p>2 視聴覚教材等を工夫するとともに、必要に応じて見学を組み合わせるなど、介護職が働く現場や仕事の内容をできる限り具体的に理解させる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・介護職員基礎研修課程修了者 ・実務者研修修了者 	
内 容		<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員養成研修1級課程修了者 	
<p>1 多様なサービスの理解 ①介護保険サービス（居宅、施設）②介護保険外サービス</p> <p>2 介護職の仕事内容や働く現場の理解 ①居宅、施設の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容 ②居宅、施設の実際のサービス提供現場の具体的イメージ （視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等） ③ケアプランの位置付けに始まるサービスの提供に至るまでの一連の業務の流れとチームアプローチ・他職種、介護保険外サービスを含めた地域の社会資源との連携</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・保健師、看護師、准看護師 〔介護施設等で働いている又は連携をとって活動している者〕 ・介護・福祉系大学、介護福祉士養成校・養成施設、福祉系高校等の教員として当該科目に類する科目を担当した経験のある者（現職又は離職後1年以内） ・上記の資格等を有する実務経験者と同等以上の能力・経験を有すると認められる者（理由書の提出必須） 	

科目名	② 介護における尊厳の保持・自立支援	時間数	9時間
ねらい (到達目標)	介護職が、利用者の尊厳のある暮らしを支える専門職であることを自覚し、自立支援、介護予防という介護・福祉サービスを提供するにあたっての基本的視点及びやってはいけない行動例を理解している。		
修了時の 評価ポイント	1 介護の目標や展開について、尊厳の保持、QOL、ノーマライゼーション、自立支援の考え方を取り入れて概説できる。 2 虐待の定義、身体的拘束、およびサービス利用者の尊厳、プライバシーを傷つける介護についての基本的なポイントを列挙できる。		
内 容 例		講 師 要 件	
指導の視点		<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・介護職員基礎研修課程修了者 ・実務者研修修了者 ・訪問介護員養成研修1級課程修了者 ・保健師、看護師、准看護師 〔介護施設等で働いている又は連携をとって活動している者〕 ・介護支援専門員 ・介護・福祉系大学、介護福祉士養成校・養成施設、福祉系高校等の教員として当該科目に類する科目を担当した経験のある者（現職又は離職後1年以内） ・上記の資格等を有する者と同等以上の能力・経験を有すると認められる者（理由書の提出必須） 	
1 具体的な事例を複数示し、利用者およびその家族の要望にそのまま応えることと、自立支援・介護予防という考え方に基づいたケアを行うことの違い、自立という概念に対する気づきを促す。 2 具体的な事例を複数示し、利用者の残存機能を効果的に活用しながら自立支援や重度化の防止・遅延化に資するケアへの理解を促す。 3 利用者の尊厳を著しく傷つける言動とその理由について考えさせ、尊厳という概念に対する気づきを促す。 4 虐待を受けている高齢者への対応方法についての指導を行い、高齢者虐待に対する理解を促す。			
内 容			
1 人権と尊厳を支える介護 <ul style="list-style-type: none"> (1) 人権と尊厳の保持 <ul style="list-style-type: none"> ①個人としての尊重②アドボカシー③エンパワメントの視点④「役割」の実感⑤尊厳のある暮らし⑥利用者のプライバシーの保護 (2) ICF <ul style="list-style-type: none"> ①介護分野におけるICF (3) QOL <ul style="list-style-type: none"> ①QOLの考え方②生活の質 (4) ノーマライゼーション <ul style="list-style-type: none"> ①ノーマライゼーションの考え方 (5) 虐待防止・身体拘束禁止 <ul style="list-style-type: none"> ①身体拘束禁止②高齢者虐待防止法③高齢者の養護者支援 (6) 個人の権利を守る制度の概要 <ul style="list-style-type: none"> ①個人情報保護法②成年後見制度③日常生活自立支援事業 			
2 自立に向けた介護 <ul style="list-style-type: none"> (1) 自立支援 <ul style="list-style-type: none"> ①自立・自律支援②残存能力の活用③動機と欲求④意欲を高める支援⑤個別性／個別ケア⑥重度化防止 (2) 介護予防 <ul style="list-style-type: none"> ①介護予防の考え方 			

科目名	③ 介護の基本	時間数	6時間
ねらい (到達目標)	1 介護職に求められる専門性と職業倫理の必要性に気づき、職務におけるリスクとその対応策のうち重要なものを理解している。 2 介護を必要としている人の個別性を理解し、その人の生活を支えるという視点から支援を捉えることができる。		
修了時の 評価ポイント	1 介護の目指す基本的なものは何かを概説でき、家族による介護と専門職による介護の違い、介護の専門性について列挙できる。 2 介護職として共通の基本的な役割とサービスごとの特性、医療・看護との連携の必要性について列挙できる。 3 介護職の職業倫理の重要性を理解し、介護職が利用者や家族等と関わる際の留意点について、ポイントを列挙できる。 4 生活支援の場では出会う典型的な事故や感染、介護における主要なリスクを列挙できる。 5 介護職におこりやすい健康障害や受けやすいストレス、またそれらに対する健康管理、ストレスマネジメントのあり方、留意点等を列挙できる。		
内 容 例		講 師 要 件	
指導の視点		<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・介護職員基礎研修課程修了者 ・実務者研修修了者 ・訪問介護員養成研修1級課程修了者 ・保健師、看護師、准看護師 〔介護施設等で働いている又は連携をど つて活動している者〕 ・介護支援専門員 ・介護・福祉系大学、介護福祉士養成校・養成施設、福祉系高校等の教員として当該科目に類する科目を担当した経験のある者（現職又は離職後1年以内） ・上記の資格等を有する者と同等以上の能力・経験を有すると認められる者（理由書の提出必須） 	
1 可能な限り具体例を示す等の工夫を行い、介護職に求められる専門性に対する理解を促す。 2 介護におけるリスクに気づき、緊急対応の重要性を理解するとともに、場合によってはそれに一人に対応しようとせず、サービス提供責任者や医療職と連携することが重要であると実感できるよう促す。			
内 容			
1 介護職の役割、専門性と多職種との連携 (1) 介護環境の特徴の理解 ①訪問介護と施設介護サービスの違い②地域包括ケアの方向性 (2) 介護の専門性 ①重度化防止・遅延化の視点②利用者主体の支援姿勢③自立した生活を支えるための援助④根拠のある介護⑤チームケアの重要性⑥事業所内のチーム⑦多職種から成るチーム (3) 介護に関わる職種 ①異なる専門性を持つ多職種の理解②介護支援専門員③サービス提供責任者④看護師等とチームとなり利用者を支える意味⑤互いの専門職能力を活用した効果的なサービスの提供⑥チームケアにおける役割分担 2 介護職の職業倫理 職業倫理 ①専門職の倫理の意義②介護の倫理（介護福祉士の倫理と介護福祉士制度等） ③介護職としての社会的責任④プライバシーの保護・尊重 3 介護における安全の確保とリスクマネジメント (1) 介護における安全の確保 ①事故に結びつく要因を探り対応していく技術②リスクとハザード (2) 事故予防、安全対策 ①リスクマネジメント②分析の手法と視点③事故に至った経緯の報告（家族への報告、市町村への報告等）④情報の共有 (3) 感染対策 ①感染の原因と経路（感染源の排除、感染経路の遮断）②「感染」に対する正しい知識 4 介護職の安全 介護職の心身の健康管理 ①介護職の健康管理が介護の質に影響②ストレスマネジメント③腰痛の予防に関する知識④手洗い・うがいの励行⑤手洗いの基本⑥感染症対策			

科目名	④ 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	時間数	9時間
ねらい (到達目標)	介護保険制度や障害福祉制度を担う一員として最低限知っておくべき制度の目的、サービス利用の流れ、各専門職の役割・責務について、その概要のポイントを列挙できる。		
修了時の 評価ポイント	<ol style="list-style-type: none"> 生活全体の支援のなかで介護保険制度の位置づけを理解し、各サービスや地域支援の役割について列挙できる。 介護保険制度や障害福祉制度の理念、介護保険制度の財源構成と保険料負担の大枠について列挙できる。 例:税が財源の半分であること、利用者負担割合 ケアマネジメントの意義について概説でき、代表的なサービスの種類と内容、利用の流れについて列挙できる。 高齢障害者の生活を支えるための基本的な考え方を理解し、代表的な障害福祉サービス、権利擁護や成年後見制度の目的、内容について列挙できる。 医行為の考え方、一定の要件のもとに介護福祉士等が行う医行為などについて列挙できる。 		
内 容 例		講 師 要 件	
指導の視点		<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・保健師、看護師、准看護師 〔介護施設等で働いている又は連携をど って活動している者〕 ・介護支援専門員 ・理学療法士、作業療法士 〔「医療との連携とリハビリテーション」 に関する内容に限る〕 ・介護・福祉系大学、介護福祉士養成校・ 養成施設、福祉系高校等の教員として当該 科目に類する科目を担当した経験のある 者（現職又は離職後1年以内） ・上記の資格等を有する者と同等以上の能 力・経験を有すると認められる者（理由書 の提出必須） 	
<ol style="list-style-type: none"> 介護保険制度・障害福祉制度を担う一員として、介護保険制度の理念に対する理解を徹底する。 利用者の生活を中心に考えるという視点を共有し、その生活を支援するための介護保険制度、障害福祉制度、その他制度のサービスの位置づけや、代表的なサービスの理解を促す。 			
内 容			
<ol style="list-style-type: none"> 介護保険制度 <ol style="list-style-type: none"> 介護保険制度創設の背景及び目的、動向 ①ケアマネジメント②予防重視型システムへの転換③地域包括支援センターの設置④地域包括ケアシステムの推進 仕組みの基礎的理解 ①保険制度としての基本的仕組み②介護給付と種類③予防給付④要介護認定の手順 制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 ①財政負担②指定介護サービス事業者の指定 医療との連携とリハビリテーション ①医行為と介護②訪問看護③施設における看護と介護の役割・連携、④リハビリテーションの理念 障害福祉制度およびその他制度 <ol style="list-style-type: none"> 障害福祉制度の理念 ①障害の概念②ICF（国際生活機能分類） 障害福祉制度の仕組みの基礎的理解 ①介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで 個人の権利を守る制度の概要 ①個人情報保護法②成年後見制度③日常生活自立支援事業 			

科目名	⑤ 介護におけるコミュニケーション技術	時間数	6時間
ねらい (到達目標)	高齢者や障害者のコミュニケーション能力は一人ひとり異なることと、その違いを認識してコミュニケーションを取ることが専門職に求められていることを認識し、初任者として最低限の取るべき（取るべきでない）行動例を理解している。		
修了時の 評価ポイント	1 共感、受容、傾聴的態度、気づきなど、基本的なコミュニケーション上のポイントについて列挙できる。 2 家族が抱きやすい心理や葛藤の存在と介護における相談援助技術の重要性を理解し、介護職として持つべき視点を列挙できる。 3 言語、視覚、聴覚障害者とのコミュニケーション上の留意点を列挙できる。 4 記録の機能と重要性に気づき、主要なポイントを列挙できる。		
内 容 例		講 師 要 件	
指導の視点		当該科目に関連した実務経験を有する以下の者	
1 利用者の心理や利用者との人間関係を著しく傷つけるコミュニケーションとその理由について考えさせ、相手の心身機能に合わせた配慮が必要であることへの気づきを促す。 2 チームケアにおける専門職種でのコミュニケーションの有効性、重要性を理解するとともに、記録等を作成する介護職一人ひとりの理解が必要であることへの気づきを促す。		・介護福祉士 ・介護職員基礎研修課程修了者 ・実務者研修修了者 ・訪問介護員養成研修1級課程修了者	
内 容		・保健師、看護師、准看護師 〔介護施設等で働いている又は連携をど って活動している者〕 ・介護・福祉系大学、介護福祉士養成校・養成施設、福祉系高校等の教員として当該科目に類する科目を担当した経験のある者（現職又は離職後1年以内） ・上記の資格等を有する実務経験者と同等以上の能力・経験を有すると認められる者（理由書の提出必須）	
1 介護におけるコミュニケーション (1) 介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 ①相手のコミュニケーション能力に対する理解や配慮②傾聴③共感の応答 (2) コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション ①言語的コミュニケーションの特徴②非言語コミュニケーションの特徴 (3) 利用者・家族とのコミュニケーションの実際 ①利用者の思いを把握する②意欲低下の要因を考える③利用者の感情に共感する④家族の心理的理解⑤家族へのいたわりと励まし⑥信頼関係の形成⑦自分の価値観で家族の意向を判断し非難することがないようにする⑧アセスメントの手法とニーズとデマンドの違い (4) 利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際 視力、聴力の障害に応じたコミュニケーション技術②失語症に応じたコミュニケーション技術③構音障害に応じたコミュニケーション技術④認知症に応じたコミュニケーション技術			
2 介護におけるチームのコミュニケーション (1) 記録における情報の共有化 ①介護における記録の意義・目的、利用者の状態を踏まえた観察と記録、②介護に関する記録の種類③個別援助計画書（訪問・通所・入所・福祉用具貸与等）④ヒヤリハット報告書⑤5W1H (2) 報告 ①報告の留意点②連絡の留意点③相談の留意点 (3) コミュニケーションを促す環境 ①会議②情報共有の場③役割の認識の場（利用者と頻回に接触する介護者に求められる観察眼）④ケアカンファレンスの重要性			

科目名	⑥ 老化の理解	時間数	6時間
ねらい (到達目標)	加齢・老化に伴う心身の変化や疾病について、生理的な側面から理解することの重要性に気づき、自らが継続的に学習すべき事項を理解している。		
修了時の 評価ポイント	1 加齢・老化に伴う生理的な変化や心身の変化・特徴、社会面、身体面、精神面、知的能力面などの変化に着目した心理的特徴について列挙できる。 例：退職による社会的立場の喪失感、運動機能の低下による無力感や羞恥心、感覚機能の低下によるストレスや疎外感、知的機能の低下による意欲の低下等 2 高齢者に多い疾病の種類と、その症状や特徴及び治療・生活上の留意点及び高齢者の疾病による症状や訴えについて列挙できる。 例：脳梗塞の場合、突発的に症状が起り、急速に意識障害、片麻痺、半側感覚障害等を生じる等		
内 容 例		講 師 要 件	
指導の視点		・医師 ・保健師、看護師、准看護師 〔介護施設等で働いている又は連携をど って活動している者〕 ・介護福祉士 ^(※) ・介護職員基礎研修課程修了者 ^(※) ・実務者研修修了者 ^(※) ・訪問介護員養成研修1級課程修了者 ^(※) ※（「高齢者と健康」を除く） ・介護・福祉系大学、介護福祉士養成校・養成施設、福祉系高校等の教員として当該科目に類する科目を担当した経験のある者（現職又は離職後1年以内） ・上記の資格等を有する者と同等以上の能力・経験を有すると認められる者（理由書の提出必須）	
高年齢者に多い心身の変化、疾病の症状等について具体例を挙げ、その対応における留意点を説明し、介護において生理的側面の知識を身につけることの必要性への気づきを促す。			
内 容			
1 老化に伴うところとからだの変化と日常 (1) 老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴 ①防衛反応（反射）の変化②喪失体験 (2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 ①身体的機能の変化と日常生活への影響②咀嚼機能の低下③筋・骨・関節の変化④体温維持機能の変化⑤精神的機能の変化と日常生活への影響 2 高齢者と健康 (1) 高齢者の疾病と生活上の留意点 ①骨折②能力の低下と働き・姿勢の変化③関節痛 (2) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点 ①循環器障害（脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患）②循環器障害の危険因子と対策③老年期うつ病症状（強い不安感、焦燥感を背景に、「訴え」の多さが全面に出る、うつ病性仮性認知症）④誤嚥性肺炎⑤病状の小さな変化に気付く視点⑥高齢者は感染症にかかりやすい			

科目名	⑦ 認知症の理解	時間数	6時間
ねらい (到達目標)	介護において認知症を理解することの必要性に気づき、認知症の利用者を介護する時の判断の基準となる原則を理解している。		
修了時の 評価ポイント	<ol style="list-style-type: none"> 1 認知症ケアの理念や利用者中心というケアの考え方について概説できる。 2 健康な高齢者の「物忘れ」と、認知症による記憶障害の違いについて列挙できる。 3 認知症の中核症状と行動・心理症状（BPSD）等の基本的特性、およびそれに影響する要因を列挙できる。 4 認知症の心理・行動のポイント、認知症の利用者への対応、コミュニケーションのとり方、および介護の原則について列挙できる。また、同様に、若年性認知症の特徴についても列挙できる。 5 認知症の利用者の健康管理の重要性と留意点、廃用症候群予防について概説できる。 6 認知症の利用者の生活環境の意義やそのあり方について、主要なキーワードを列挙できる。 例：生活習慣や生活様式の継続、なじみの人間関係やなじみの空間、プライバシーの確保と団らんの場の確保等、地域を含めて生活環境とすること。 7 認知症の利用者とのコミュニケーション（言語、非言語）の原則、ポイントについて理解でき、具体的な関わり方（良い関わり方、悪い関わり方）を概説できる。 8 家族の気持ちや、家族が受けやすいストレスについて列挙できる。 		
内 容 例		講 師 要 件	
指導の視点		<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・保健師、看護師、准看護師 〔介護施設等で働いている又は連携を って活動している者〕 ・介護福祉士^(※) ・介護職員基礎研修課程修了者^(※) ・実務者研修修了者^(※) ・訪問介護員養成研修1級課程修了者^(※) 	
1 認知症の利用者の心理・行動の実際を示す等により、認知症の利用者の心理・行動を実感できるよう工夫し、介護において認知症を理解することの必要性への気づきを促す。		<ul style="list-style-type: none"> ※（「医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理」を除く） ・介護・福祉系大学、介護福祉士養成校・養成施設、福祉系高校等の教員として当該科目に類する科目を担当した経験のある者（現職又は離職後1年以内） ・上記の資格等を有する者と同等以上の能力・経験を有すると認められる者（理由書の提出必須） 	
2 複数の具体的なケースを示し、認知症の利用者の介護における原則についての理解を促す。			
内 容			
1 認知症を取り巻く状況 認知症ケアの理念 ①パーソンセンタードケア②認知症ケアの視点（できることに着目する）			
2 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理 ①認知症の定義②もの忘れとの違い③せん妄の症状④健康管理（脱水・便秘・低栄養・低運動の防止、口腔ケア）⑤治療⑥薬物療法⑦認知症に使用される薬			
3 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 (1) 認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴 ①認知症の中核症状②認知症の行動・心理症状（BPSD）③不適切なケア④生活環境で改善 (2) 認知症の利用者への対応 ①本人の気持ちを推察する②プライドを傷つけない③相手の世界に合わせる④失敗しないような状況をつくる⑤すべての援助行為がコミュニケーションであると考えること⑥身体を通したコミュニケーション⑦相手の様子・表情・視線・姿勢などから気持ちを洞察する⑧認知症の進行に合わせたケア			
4 家族への支援 ①認知症の受容過程での援助②介護負担の軽減（レスパイトケア）			

科目名	⑧ 障害の理解	時間数	3時間
ねらい (到達目標)	障害の概念とICF、障害福祉の基本的な考え方について理解し、介護における基本的な考え方について理解している。		
修了時の 評価ポイント	1 障害の概念とICFについて概説でき、各障害の内容・特徴及び障害に応じた社会支援の考え方について列挙できる。 2 障害の受容のプロセスと基本的な介護の考え方について列挙できる。		
内 容 例		講 師 要 件	
指導の視点		<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・保健師、看護師、准看護師 〔介護施設等で働いている又は連携を って活動している者〕 ・介護福祉士 (※) ・社会福祉士 (※) ・介護職員基礎研修課程修了者 (※) ・実務者研修修了者 (※) ・訪問介護員養成研修1級課程修了者 (※) ※（「障害の医学的側面」を除く） <ul style="list-style-type: none"> ・介護・福祉系大学、介護福祉士養成校・養成施設、福祉系高校等の教員として当該科目に類する科目を担当した経験のある者（現職又は離職後1年以内） ・上記の資格等を有する者と同等以上の能力・経験を有すると認められる者（理由書の提出必須） 	
1 介護において障害の概念とICFを理解しておくことの必要性の理解を促す。 2 高齢者の介護との違いを念頭におきながら、それぞれの障害の特性と介護上の留意点に対する理解を促す。			
内 容			
1 障害の基礎的理解 (1) 障害の概念とICF ①ICFの分類と医学的分類②ICFの考え方 (2) 障害福祉の基本理念 ①ノーマライゼーションの概念 2 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかり支援等の基礎的知識 (1) 身体障害 ①視覚障害②聴覚・平衡障害③音声・言語・咀嚼障害④肢体不自由⑤内部障害 (2) 知的障害 ①知的障害 (3) 精神障害（高次脳機能障害・発達障害を含む） ①統合失調症・気分（感情障害）・依存症などの精神疾患②高次脳機能障害③広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害などの発達障害 (4) その他の心身の機能障害 3 家族の心理、かかり支援の理解 家族への支援 ①障害の理解・障害の受容支援②介護負担の軽減			

科目名	⑨ こころとからだのしくみと生活支援技術	時間数	75時間
ねらい (到達目標)	1 介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識を習得し、安全な介護サービスの提供方法を理解し、基礎的な一部または全介助等の介護が実施できる。 2 尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。		
修了時の 評価ポイント	1 主だった状態像の高齢者の生活の様子をイメージでき、要介護度等に応じた在宅・施設等それぞれの場面における高齢者の生活について列挙できる。 2 要介護度や健康状態の変化に沿った基本的な介護技術の原則（方法・留意点、その根拠等）について概説でき、生活の中の介護予防、および介護予防プログラムによる機能低下の予防の考え方や方法を列挙できる。 3 利用者の身体の状況に合わせた介護、環境整備についてポイントを列挙できる。 4 人の記憶の構造や意欲等を支援と結びつけて概説できる。 5 人体の構造や機能が列挙でき、何故行動が起こるのかを概説できる。 6 家事援助の機能と基本原則について列挙できる。 7 装うことや整容の意義について解説でき、指示や根拠に基づいて部分的な介護を行うことができる。 8 体位変換と移動・移乗の意味と関連する用具・機器やさまざまな車いす、杖などの基本的使用方法を概説でき、体位変換と移動・移乗に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。 9 食事の意味と食事を取り巻く環境整備の方法が列挙でき食事に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。 10 入浴や清潔の意味と入浴を取り巻く環境整備や入浴に関連した用具を列挙でき、入浴に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。 11 排泄の意味と排泄を取り巻く環境整備や関連した用具を列挙でき、排泄に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。 12 睡眠の意味と睡眠を取り巻く環境整備や関連した用具を列挙でき、睡眠に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。 13 ターミナルケアの考え方、対応のしかた・留意点、本人・家族への説明と了解、介護職の役割や他の職種との連携（ボランティアを含む）について、列挙できる。		
内 容 例		講 師 要 件	
指導の視点		当該科目に関連した実務経験を3年以上有する以下の者	
1 介護実践に必要なこころとからだのしくみの基礎的な知識を介護の流れを示しながら、視聴覚教材や模型を使って理解させ、具体的な身体の各部の名称や機能等が列挙できるように促す。 2 サービスの提供例の紹介等を活用し、利用者にとっての生活の充足を提供しかつ不満足を感じさせない技術が必要となることへの理解を促す。 3 例えば「食事の介護技術」は「食事という生活の支援」と捉え、その生活を支える技術の根拠を身近に理解できるように促す。さらに、その利用者が満足する食事が提供したいと思う意欲を引き出す。他の生活場面でも同様とする。 4 「死」に向かう生の充実と尊厳ある死について考えることができるように、身近な素材からの気づきを促す。		<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・介護職員基礎研修課程修了者 ・実務者研修修了者 ・訪問介護員養成研修1級課程修了者 ・保健師、看護師、准看護師 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 介護施設等で働いている又は連携をとって活動している者 ただし、「快適な居住環境整備と介護」に関する内容を除く </div>	
内容（考えられる展開例）			
<p>〈展開例〉</p> <p>基本知識の学習の後に、生活支援技術等の学習を行い、最後に事例に基づく総合的な演習を行う。概ね次のような展開が考えられる。</p> <p>【基本知識の学習（10～13時間程度）】</p> <p>1 介護の基本的な考え方</p> <p>①理論に基づく介護（ICFの視点に基づく生活支援、我流介護の排除）②法的根拠に基づく介護</p> <p>2 介護に関するこころのしくみの基礎的理解</p> <p>①学習と記憶の基礎知識②感情と意欲の基礎知識③自己概念と生きがい④老化や障害を受け入れる適応行動とその阻害要因⑤こころの持ち方が行動に与える影響⑥からだの状態がこころに与える影響</p> <p>3 介護に関するからだのしくみの基礎的理解</p> <p>①人体の各部の名称と動きに関する基礎知識②骨・関節・筋に関する基礎知識、ボディメカニクスの活用③中枢神経系と体性神経に関する基礎知識④自律神経と内部器官に関する基礎知識⑤こころとからだを一体的に捉える⑥利用者の様子の普段との違いに気づく視点</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具専門相談員（※） ・福祉住環境コーディネーター（※） ・作業療法士、理学療法士（※） <p>※（「快適な居住環境整備と介護」の内容に限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養士、管理栄養士 （「食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」に関する内容に限る） ・臨床心理の専門家 （「死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護」に関する内容に限る） 	

内容（考えられる展開例）	講師要件
<p>【生活支援技術の講義・演習・実習（50～55 時間程度）】</p> <p>4 生活と家事 家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援 ①生活歴②自立支援③予防的な対応④主体性・能動性を引き出す⑤多様な生活習慣⑥価値観</p> <p>5 快適な居住環境整備と介護 快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障害者特有の居住環境整備と福祉用具に関する留意点と支援方法 ①家庭内に多い事故②バリアフリー③住宅改修④福祉用具貸与</p> <p>6 整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 整容に関する基礎知識、整容の支援技術 ①身体状況に合わせた衣服の選択、着脱②身じたく③整容行動④洗面の意義・効果</p> <p>7 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 移動・移乗に関する基礎知識、さまざまな移動・移乗に関する用具とその活用方法、利用者、介助者にとって負担の少ない移動・移乗を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法、移動と社会参加の留意点と支援 ①利用者と介護者の双方が安全で安楽な方法②利用者の自然な動きの活用③残存能力の活用・自立支援④重心・重力の働きの理解⑤ボディメカニクスの基本原理⑥移乗介助の具体的な方法（車いすへの移乗の具体的な方法、全面介助でのベッド・車いす間の移乗・全面介助での車いす・洋式トイレ間の移乗）⑦移動介助（車いす・歩行器・つえ等）⑧褥瘡予防</p> <p>8 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 食事に関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関連した用具・食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法、食事と社会参加の留意点と支援 ①食事をする意味②食事のケアに対する介護者の意識③低栄養の弊害④脱水の弊害⑤食事と姿勢⑥咀嚼・嚥下のメカニズム⑦空腹感⑧満腹感⑨好み⑩食事の環境整備（時間・場所等）⑪食事に関した福祉用具用と介助方法⑫口腔ケアの定義⑬誤嚥性肺炎の予防</p> <p>9 入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 入浴、清潔保持に関連した基礎知識、さまざまな入浴用具と整容用具の活用方法、楽しい入浴を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法 ①羞恥心や遠慮への配慮②体調の確認③全身清拭（身体状況の確認、室内環境の調整、使用物品の準備と使用方法、全身の拭き方、身体の支え方）④目・鼻腔・耳・爪の清潔方法⑤陰部清浄（臥床症状での方法）⑥足浴・手浴・洗髪</p> <p>10 排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 排泄に関する基礎知識、さまざまな排泄環境整備と排泄用具の活用方法、爽やかな排泄を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法 ①排泄とは②身体面（生理面）での意味③心理面での意味④社会的な意味⑤プライド・羞恥心⑥プライバシーの確保⑦おむつは最後の手段／おむつ使用の弊害⑧排泄障害が日常生活上に及ぼす影響⑨排泄ケアを受けることで生じる心理的な負担・尊厳や生きる意欲との関連⑩一部介助を要する利用者のトイレ介助の具体的な方法⑪便秘の予防（水分の摂取量保持、食事内容の工夫／繊維質の食物を多く取り入れる、腹部マッサージ）</p> <p>11 睡眠に関したところとからだのしくみと自立に向けた介護 睡眠に関する基礎知識、さまざまな睡眠環境と用具の活用方法、快い睡眠を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法 ①安眠のための介護の工夫②環境の整備（温度や湿度、光、音、よく眠るための寝室）③安楽な姿勢・褥瘡予防</p> <p>12 死にゆく人に関連したところとからだのしくみと終末期介護 終末期に関する基礎知識とところとからだのしくみ、生から死への過程、「死」に向き合うところの理解、苦痛の少ない死への支援 ①終末期ケアとは②高齢者の死に至る過程（高齢者の自然死（老衰）、癌死）③臨終が近づいたときの兆候と介護④介護従事者の基本的態度⑤多職種間の情報共有の必要性</p>	<p>・介護・福祉系大学、介護福祉士養成校・養成施設、福祉系高校等の教員として当該科目に類する科目を担当した経験のある者（現職又は離職後1年以内）</p> <p>・上記の資格等を有する実務経験者と同等以上の能力・経験を有すると認められる者（理由書の提出必須）</p>

内容（考えられる展開例）	講師要件
<p>※「実習」について 施設サービス実習と訪問通所サービス実習をそれぞれ6時間実施すること。 [実習の目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス施設、事業所における介護職員の役割や業務の実際を理解する。 ・施設や在宅における利用者の生活を知ること、利用者、家族についての理解を深める。 <p>※「生活支援技術の講義・演習・実習」においては、総時間の概ね5～6割を技術演習に充てることとし、その他の時間は、個々の技術に関連したところとからだのしくみ等の根拠の学習及び技術についての講義等に充てること。</p> <p>[生活支援技術演習（10～12時間程度）]</p> <p>13 介護過程の基礎的理解 ①介護過程の目的・意義・展開②介護過程とチームアプローチ</p> <p>14 総合生活支援技術演習 (事例による展開) 生活の各場面での介護について、ある状態像の利用者を想定し、一連の生活支援を提供する流れの理解と技術の習得、利用者の心身の状況にあわせた介護を提供する視点の習得を目指す。</p> <p>①事例の提示→ところとからだの力が発揮できない要因の分析→適切な支援技術の検討→支援技術演習→支援技術の課題（1事例1.5時間程度で上のサイクルを実施する）</p> <p>②事例は高齢（要支援2程度、認知症、片麻痺、座位保持不可）から2事例を選択して実施</p> <p>※本科目の6～11の内容についても、「14 総合生活支援技術演習」で選択する高齢の2事例と同じ事例を共通して用い、その支援技術を適用する考え方の理解と技術の習得を促すことが望ましい。</p> <p>※本科目の6～11の内容における各技術の演習及び「14 総合生活支援技術演習」においては、一連の演習を通して受講者の技術度合いの評価（介護技術を適用する各手順のチェックリスト形式による確認等）を行うことが望ましい。</p>	<p>「実習施設要件」</p> <p>「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長通知）別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第30号厚生省社会局庶務課長、児童家庭局企画課長通知）に定める施設</p>

科目名	⑩ 振り返り	時間数	4時間
ねらい (到達目標)	研修全体を振り返り、本研修を通じて学んだことについて再確認を行うとともに、就業後も継続して学習・研鑽する姿勢の形成、学習課題の認識をはかる。		
内 容 例		講 師 要 件	
指導の視点		当該科目に関連した実務経験を有する以下の者 ・介護福祉士 ・介護職員基礎研修課程修了者 ・実務者研修修了者 ・訪問介護員養成研修1級課程修了者 ・介護・福祉系大学、介護福祉士養成校・養成施設、福祉系高校等の教員として当該科目に類する科目を担当した経験のある者（現職又は離職後1年以内） ・上記の資格等を有する実務経験者と同等以上の能力・経験を有すると認められる者（理由書の提出必須）	
1 在宅、施設の何れの場合であっても、「利用者の生活の拠点に共に居る」という意識を持って、その状態における模擬演習（身だしなみ、言葉遣い、応対の態度等の礼節を含む。）を行い、業務における基本的態度の視点を持って介護を行えるよう理解を促す。 2 研修を通じて学んだこと、今後継続して学ぶべきことを演習等で受講者自身に表出・言語化させたいと、利用者の生活を支援する根拠に基づく介護の要点について講義等により再確認を促す。 3 修了後も継続的に学習することを前提に、介護職が身につけるべき知識や技術の体系を再掲するなどして、受講者一人ひとりが今後何を継続的に学習すべきか理解できるよう促す。 4 最新知識の付与と、次のステップ（職場環境への早期適応等）へ向けての課題を受講者が認識できるよう促す。 5 介護職の仕事内容や働く現場、事業所等における研修の実例等について、具体的なイメージを持たせるような教材の工夫、活用が望ましい。（視聴覚教材、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等）			
内 容			
1 振り返り ①研修を通して学んだこと②今後継続して学ぶべきこと ③根拠に基づく介護についての要点（利用者の状態像に応じた介護と介護過程、身体・心理・社会面を総合的に理解するための知識の重要性、チームアプローチの重要性等） 2 就業への備えと研修修了後における継続的な研修 ①継続的に学ぶこと②研修終了後における継続的な研修について、具体的にイメージできるような事業所等における事例（Off-JT、OJT）を紹介			

(別表 2 - 2)

科目名	① 職務の理解	時間数	2時間
ねらい (到達目標)	研修に先立ち、これからの介護を目指すべき、その人の生活を支える生活援助中心型のケアの実践について、介護職がどのような環境で、どのような形で、どのような仕事を行うのか、具体的イメージを持って実感し、以降の研修に実践的に取り組めるようになる。		
内 容 例		講 師 要 件	
指導の視点		当該科目に関連した実務経験を有する以下の者	
<p>1 研修課程全体（59 時間）の構成と各研修科目（10 科目）相互の関連性の全体像をあらかじめイメージできるようにし、学習内容を体系的に整理して知識を効率・効果的に学習できるような素地の形成を促す。</p> <p>2 視聴覚教材等を工夫するとともに、必要に応じて見学を組み合わせるなど、介護職が働く現場や仕事の内容を、出来るかぎり具体的に理解させる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・介護職員基礎研修課程修了者 ・実務者研修修了者 	
内 容		<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員養成研修 1 級課程修了者 	
<p>1 多様なサービスの理解 ①介護保険サービス（居宅）②介護保険外サービス</p> <p>2 介護職の仕事内容や働く現場の理解 ①居宅の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容 ②居宅の実際のサービス提供現場の具体的イメージ （視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等） ③生活援助中心型の訪問介護で行う業務の範囲（歩行等が不安定な者の移動支援・見守りを含む）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・保健師、看護師、准看護師 〔介護施設等で働いている又は連携をとって活動している者〕 ・介護・福祉系大学、介護福祉士養成校・養成施設、福祉系高校等の教員として当該科目に類する科目を担当した経験のある者（現職又は離職後 1 年以内） ・上記の資格等を有する実務経験者と同等以上の能力・経験を有すると認められる者（理由書の提出必須） 	

科目名	② 介護における尊厳の保持・自立支援	時間数	6時間
ねらい (到達目標)	介護職が、利用者の尊厳のある暮らしを支える専門職であることを自覚し、自立支援、介護予防という介護・福祉サービスを提供するにあたっての基本的視点及びやってはいけない行動例を理解している。		
修了時の 評価ポイント	1 介護の目標や展開について、尊厳の保持、QOL、ノーマライゼーション、自立支援の考え方を取り入れて概説できる。 2 虐待の定義、身体拘束、およびサービス利用者の尊厳、プライバシーを傷つける介護についての基本的なポイントを理解している。		
内 容 例		講 師 要 件	
指導の視点		<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・介護職員基礎研修課程修了者 ・実務者研修修了者 ・訪問介護員養成研修1級課程修了者 ・保健師、看護師、准看護師 〔介護施設等で働いている又は連携をとって活動している者〕 ・介護支援専門員 ・介護・福祉系大学、介護福祉士養成校・養成施設、福祉系高校等の教員として当該科目に類する科目を担当した経験のある者（現職又は離職後1年以内） ・上記の資格等を有する者と同等以上の能力・経験を有すると認められる者（理由書の提出必須） 	
1 具体的な事例を複数示し、利用者およびその家族の要望にそのまま応えることと、自立支援・介護予防という考え方に基いたケアを行うことの違い、自立という概念に対する気づきを促す。 2 具体的な事例を複数示し、利用者の残存機能を効果的に活用しながら自立支援や重度化の防止・遅延化に資するケアへの理解を促す。 3 利用者の尊厳を著しく傷つける言動とその理由について考えさせ、尊厳という概念に対する気づきを促す。 4 虐待を受けている高齢者への対応方法についての指導を行い、高齢者虐待に対する理解を促す。			
内 容			
1 人権と尊厳を支える介護 <ul style="list-style-type: none"> (1) 人権と尊厳の保持 <ul style="list-style-type: none"> ①個人としての尊重②アドボカシー③エンパワメントの視点④「役割」の実感⑤尊厳のある暮らし⑥利用者のプライバシーの保護 (2) ICF <ul style="list-style-type: none"> ①介護分野におけるICF (3) QOL <ul style="list-style-type: none"> ①QOLの考え方②生活の質 (4) ノーマライゼーション <ul style="list-style-type: none"> ①ノーマライゼーションの考え方 (5) 虐待防止・身体拘束禁止 <ul style="list-style-type: none"> ①身体拘束禁止②高齢者虐待防止法③高齢者の養護者支援 (6) 個人の権利を守る制度の概要 <ul style="list-style-type: none"> ①個人情報保護法②成年後見制度③日常生活自立支援事業 			
2 自立に向けた介護 <ul style="list-style-type: none"> (1) 自立支援 <ul style="list-style-type: none"> ①自立・自律支援②残存能力の活用③動機と欲求④意欲を高める支援⑤個別性/個別ケア⑥重度化防止 (2) 介護予防 <ul style="list-style-type: none"> ①介護予防の考え方 			

科目名	③ 介護の基本	時間数	4時間
ねらい (到達目標)	1 介護職に求められる専門性と職業倫理の必要性に気づき、職務におけるリスクとその対応策のうち重要なものを理解している。 2 介護を必要としている人の個別性を理解し、その人の生活を支えるという視点から支援を捉える事ができる。		
修了時の 評価ポイント	1 介護の目指す基本的なものは何かを概説でき、家族による介護と専門職による介護の違い、介護の専門性について理解している。 2 介護職の職業倫理の重要性を理解し、介護職が利用者や家族等と関わる際の留意点について、ポイントを理解している。 3 生活支援の場では出会う典型的な事故や感染、介護における主要なリスクを理解している。 4 介護職におこりやすい健康障害や受けやすいストレス、またそれらに対する健康管理、ストレスマネジメントのあり方、留意点等を理解している。		
内 容 例		講 師 要 件	
指導の視点		<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・介護職員基礎研修課程修了者 ・実務者研修修了者 ・訪問介護員養成研修1級課程修了者 ・保健師、看護師、准看護師 〔介護施設等で働いている又は連携をど って活動している者〕 ・介護支援専門員 ・介護・福祉系大学、介護福祉士養成校・養成施設、福祉系高校等の教員として当該科目に類する科目を担当した経験のある者（現職又は離職後1年以内） ・上記の資格等を有する者と同等以上の能力・経験を有すると認められる者（理由書の提出必須） 	
1 可能な限り具体例を示す等の工夫を行い、介護職に求められる専門性に対する理解を促す。 2 介護におけるリスクに気づき、緊急対応の重要性を理解するとともに、それに一人で対応しようとせず、サービス提供責任者の指示を仰ぐことが重要であると実感できるよう促す。			
内 容			
1 介護職の役割、専門性と多職種との連携 <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護環境の特徴の理解 <ul style="list-style-type: none"> ①地域包括ケアの方向性 (2) 介護の専門性 <ul style="list-style-type: none"> ①重度化防止・遅延化の視点②利用者主体の支援姿勢③自立した生活を支えるための援助④根拠のある介護⑤チームケアの重要性⑥事業所内のチーム (3) 介護に関わる職種 <ul style="list-style-type: none"> ①異なる専門性を持つ多職種の理解②介護支援専門員③サービス提供責任者 			
2 介護職の職業倫理 職業倫理 <ul style="list-style-type: none"> ①専門職の倫理の意義②介護の倫理（介護福祉士の倫理と介護福祉士制度等） ③介護職としての社会的責任④プライバシーの保護・尊重 			
3 介護における安全の確保とリスクマネジメント <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護における安全の確保 <ul style="list-style-type: none"> ①事故に結びつく要因を探り対応していく技術②リスクとハザード③身体介護の技術を待たない人が介助するリスク (2) 事故予防、安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ①リスクマネジメント②分析の手法と視点③事故に至った経緯の報告（家族への報告、市町村への報告等）④情報の共有 (3) 感染対策 <ul style="list-style-type: none"> ①感染の原因と経路（感染源の排除、感染経路の遮断）②「感染」に対する正しい知識 			
4 介護職の安全 介護職の心身の健康管理 <ul style="list-style-type: none"> ①介護職の健康管理が介護の質に影響②ストレスマネジメント③手洗い・うがいの励行④手洗いの基本⑤感染症対策 			

科目名	④ 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	時間数	3時間
ねらい (到達目標)	介護保険制度や障害福祉制度を担う一員として最低限知っておくべき制度の目的、サービス利用の流れ等について、その概要のポイントを列挙できる。		
修了時の 評価ポイント	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活全体の支援のなかで介護保険制度の位置づけを理解している。 2 介護保険制度や障害福祉制度の理念と保険料負担、本人負担について理解している。 例：利用者負担割合等 3 ケアマネジメントの意義について概説でき、代表的なサービスの種類と内容、利用の流れについて理解している。 4 高齢障害者の生活を支えるための基本的な考え方を理解し、代表的な障害者福祉サービス、権利擁護や成年後見制度の目的、内容について理解している。 		
内 容 例		講 師 要 件	
指導の視点		<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・保健師、看護師、准看護師 〔介護施設等で働いている又は連携をど って活動している者〕 ・介護支援専門員 ・理学療法士、作業療法士 〔「医療との連携とリハビリテーション」 に関する内容に限る〕 ・介護・福祉系大学、介護福祉士養成校・ 養成施設、福祉系高校等の教員として当該 科目に類する科目を担当した経験のある 者（現職又は離職後1年以内） ・上記の資格等を有する者と同等以上の能 力・経験を有すると認められる者（理由書 の提出必須） 	
<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険制度・障害福祉制度を担う一員として、介護保険制度の理念に対する理解を促す。 2 利用者の生活を中心に考えるという視点を共有し、その生活を支援するための介護保険制度、障害福祉制度、その他制度のサービスの位置づけや、代表的なサービスの理解を促す。 			
内 容			
<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険制度 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護保険制度創設の背景及び目的、動向 ①ケアマネジメント②予防重視型システムへの転換③地域包括支援センターの設置④地域包括ケアシステムの推進 (2) 仕組みの基礎的理解 ①保険制度としての基本的仕組み②介護給付と種類③予防給付④要介護認定の手順 (3) 制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 ①財政負担②指定介護サービス事業者の指定 2 医療との連携とリハビリテーション ①訪問看護 3 障害福祉制度およびその他制度 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害者福祉制度の理念 ①障害の概念②ICF（国際生活機能分類） (2) 障害福祉制度の仕組みの基礎的理解 ①介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで (3) 個人の権利を守る制度の概要 ①個人情報保護法②成年後見制度③日常生活自立支援事業 			

科目名	⑤ 介護におけるコミュニケーション技術	時間数	6時間
ねらい (到達目標)	高齢者や障害者のコミュニケーション能力は一人ひとり異なることと、その違いを認識してコミュニケーションを取ることが専門職に求められていることを認識し、生活援助中心型サービスの職務に従事する者として最低限の取るべき（取るべきでない）行動例を理解している。		
修了時の 評価ポイント	1 共感、受容、傾聴的態度、気づきなど、基本的なコミュニケーション上のポイントについて列挙できる。 2 家族が抱きやすい心理や葛藤の存在と介護における相談援助技術の重要性を理解し、介護職として持つべき視点を列挙できる。 3 言語、視覚、聴覚障害者とのコミュニケーション上の留意点を列挙できる。 4 記録の機能と重要性に気づき、主要なポイントを列挙できる。		
内 容 例		講 師 要 件	
指導の視点		当該科目に関連した実務経験を有する以下の者	
1 利用者の心理や利用者との人間関係を著しく傷つけるコミュニケーションとその理由について考えさせ、相手の心身機能に合わせた配慮が必要であることへの気づきを促す。 2 チームケアにおける専門職種でのコミュニケーションの有効性、重要性を理解するとともに、記録等を作成する介護職一人ひとりの理解が必要であることへの気づきを促す。		・介護福祉士 ・介護職員基礎研修課程修了者 ・実務者研修修了者 ・訪問介護員養成研修1級課程修了者	
内 容		・保健師、看護師、准看護師 〔介護施設等で働いている又は連携をど って活動している者〕 ・介護・福祉系大学、介護福祉士養成校・養成施設、福祉系高校等の教員として当該科目に類する科目を担当した経験のある者（現職又は離職後1年以内） ・上記の資格等を有する実務経験者と同等以上の能力・経験を有すると認められる者（理由書の提出必須）	
1 介護におけるコミュニケーション (1) 介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 ①相手のコミュニケーション能力に対する理解や配慮②傾聴③共感の応答 (2) コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション ①言語的コミュニケーションの特徴②非言語コミュニケーションの特徴 (3) 利用者・家族とのコミュニケーションの実際 ①利用者の思いを把握する②意欲低下の要因を考える③利用者の感情に共感する④家族の心理的理解⑤家族へのいたわりと励まし⑥信頼関係の形成⑦自分の価値観で家族の意向を判断し非難することがないようにする⑧アセスメントの手法とニーズとデマンドの違い (4) 利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際 ①視力、聴力の障害に応じたコミュニケーション技術②失語症に応じたコミュニケーション技術③構音障害に応じたコミュニケーション技術④認知症に応じたコミュニケーション技術			
2 介護におけるチームのコミュニケーション (1) 記録における情報の共有化 ①介護における記録の意義・目的、利用者の状態を踏まえた観察と記録、②介護に関する記録の種類③個別援助計画書（訪問・通所・入所・福祉用具貸与等）④ヒヤリハット報告書⑤5W1H (2) 報告 ①報告の留意点②連絡の留意点③相談の留意点 (3) コミュニケーションを促す環境 ①会議②情報共有の場③役割の認識の場（利用者とは頻りに接触する介護者に求められる観察眼）④ケアカンファレンスの重要性			

科目名	⑥ 老化と認知症の理解	時間数	9時間
ねらい (到達目標)	<p>加齢・老化に伴う心身の変化や疾病について、生理的な側面から理解することの重要性に気づき、自らが継続的に学習すべき事項を理解している。</p> <p>介護において認知症を理解することの必要性に気づき、認知症ケアの基本を理解している。</p>		
修了時の 評価ポイント	<ol style="list-style-type: none"> 1 加齢・老化に伴う生理的な変化や心身の変化・特徴、社会面、身体面、精神面、知的能力面などの変化に着目した心理的特徴について挙げる。 <ul style="list-style-type: none"> 例：退職による社会的立場の喪失感、運動機能の低下による無力感や羞恥心、感覚機能の低下によるストレスや疎外感、知的機能の低下による意欲の低下等 2 高齢者に多い疾病の種類と、その症状や特徴及び治療・生活上の留意点及び高齢者の疾病による症状や訴えについて挙げる。 <ul style="list-style-type: none"> 例：脳梗塞の場合、突発的に症状が起こり、急速に意識障害、片麻痺、半側感覚障害等を生じる等 3 認知症ケアの理念や利用者中心というケアの考え方について概説できる。 4 健康な高齢者の「物忘れ」と、認知症による記憶障害の違いについて挙げる。 5 認知症の中核症状と行動・心理症状（BPSD）等の基本的特性、およびそれに影響する要因を挙げる。 6 認知症の利用者の健康管理と廃用症候群予防の重要性と留意点について挙げる。 7 認知症の利用者の生活環境の意義やそのあり方について、主要なキーワードを理解している。 <ul style="list-style-type: none"> 例：生活習慣や生活様式の継続、なじみの人間関係やなじみの空間、プライバシーの確保と団らんの場の確保等、地域を含めて生活環境とすること。 8 認知症の利用者とのコミュニケーション（言語、非言語）の原則、ポイントについて理解でき、具体的な関わり方（良い関わり方、悪い関わり方）を挙げる。 9 家族の気持ちや、家族が受けやすいストレスについて理解している。 		
内 容 例		講 師 要 件	
指導の視点			
<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者に多い心身の変化、疾病の症状等について具体例を挙げ、その対応における留意点を説明し、介護において生理的側面の知識を身につけることの必要性への気づきを促す。 2 認知症の利用者の心理・行動の実際を示す等により、認知症の利用者の心理・行動を実感できるよう工夫し、介護において認知症を理解することの必要性への気づきを促す。 3 複数の具体的なケースを示し、認知症ケアの基本についての理解を促す。 		<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・保健師、看護師、准看護師 〔介護施設等で働いている又は連携をど って活動している者〕 ・介護福祉士^(※) ・介護職員基礎研修課程修了者^(※※) 	
内 容		<ul style="list-style-type: none"> ・実務者研修修了者^(※) ・訪問介護員養成研修1級課程修了者^(※※) 	
<ol style="list-style-type: none"> 1 老化に伴うこころとからだの変化と日常 <ol style="list-style-type: none"> (1) 老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴 <ol style="list-style-type: none"> ①防衛反応（反射）の変化②喪失体験 (2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 <ol style="list-style-type: none"> ①身体的機能の変化と日常生活への影響②咀嚼機能の低下③筋・骨・関節の変化④体温維持機能の変化⑤精神的機能の変化と日常生活への影響 2 高齢者と健康 <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者の疾病と生活上の留意点 <ol style="list-style-type: none"> ①骨折②能力の低下と働き・姿勢の変化③関節痛 (2) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点 <ol style="list-style-type: none"> ①循環器障害（脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患）②循環器障害の危険因子と対策③老年期うつ病症状（強い不安感、焦燥感を背景に、「訴え」の多さが全面に出る、うつ病性仮性認知症）④誤嚥性肺炎⑤病状の小さな変化に気付く視点⑥高齢者は感染症にかかりやすい 3 認知症を取り巻く状況 <ol style="list-style-type: none"> (1) 認知症ケアの理念 <ol style="list-style-type: none"> ①パーソンセンタードケア②認知症ケアの視点（できることに着目する） 4 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理 <ol style="list-style-type: none"> ①認知症の定義②もの忘れとの違い③せん妄の症状④健康管理（脱水・便秘・低栄養・低運動の防止・口腔ケア）⑤治療⑥薬物療法⑦認知症に使用される薬 		<ul style="list-style-type: none"> ・介護・福祉系大学、介護福祉士養成校・養成施設、福祉系高校等の教員として当該科目に類する科目を担当した経験のある者（現職又は離職後1年以内） ・上記の資格等を有する者と同等以上の能力・経験を有すると認められる者（理由書の提出必須） 	

<p>5 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活</p> <p>(1) 認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴</p> <p>①認知症の中核症状②認知症の行動・心理症状（BPSD）③不適切なケア④生活環境で改善</p> <p>(2) 認知症の利用者への対応</p> <p>①本人の気持ちを推察する②プライドを傷つけない③相手の世界に合わせる④失敗しないような状況をつくる⑤すべての援助行為がコミュニケーションであること⑥身体を通したコミュニケーション⑦相手の様子・表情・視線・姿勢などから気持ちを洞察する⑧認知症の進行に合わせたケア</p> <p>6 家族への支援</p> <p>①認知症の受容過程での援助②介護負担の軽減（レスパイトケア）</p>	
--	--

科目名	⑦ 障害の理解	時間数	3時間
ねらい (到達目標)	障害の概念とICF、障害福祉の基本的な考え方について理解し、介護における基本的な考え方について理解している。		
修了時の 評価ポイント	1 障害の概念とICFについて概説でき、各障害の内容・特徴及び障害に応じた社会支援の考え方について列挙できる。 2 障害の受容のプロセスと基本的な介護の考え方について列挙できる。		
内 容 例		講 師 要 件	
指導の視点		・医師 ・保健師、看護師、准看護師 〔介護施設等で働いている又は連携をど って活動している者〕 ・介護福祉士 (※) ・社会福祉士 (※) ・介護職員基礎研修課程修了者 (※) ・実務者研修修了者 (※) ・訪問介護員養成研修1級課程修了者 (※) ※(「障害の医学的側面」を除く) ・介護・福祉系大学、介護福祉士養成校・ 養成施設、福祉系高校等の教員として当該 科目に類する科目を担当した経験のある 者(現職又は離職後1年以内) ・上記の資格等を有する者と同等以上の能 力・経験を有すると認められる者(理由書 の提出必須)	
1 介護において障害の概念とICFを理解しておくことの必要性の理解を促す。 2 高齢者の介護との違いを念頭におきながら、それぞれの障害の特性と介護上の留意点に対する理解を促す。			
内 容			
1 障害の基礎的理解 (1) 障害の概念とICF ①ICFの分類と医学的分類②ICFの考え方 (2) 障害福祉の基本理念 ①ノーマライゼーションの概念 2 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかり支援等の基礎的知識 (1) 身体障害 ①視覚障害②聴覚・平衡障害③音声・言語・咀嚼障害④肢体不自由⑤内部障害 (2) 知的障害 ①知的障害 (3) 精神障害(高次脳機能障害・発達障害を含む) ①統合失調症・気分(感情障害)・依存症などの精神疾患②高次脳機能障害③広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害などの発達障害 (4) その他の心身の機能障害 3 家族の心理、かかり支援の理解 家族への支援 ①障害の理解・障害の受容支援②介護負担の軽減			

科目名	⑧ ころとからだのしくみと生活支援技術	時間数	24時間
ねらい (到達目標)	1 介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する基礎的知識を習得し、生活援助中心型サービスの安全な提供方法等を理解し、基礎的な一部または全介助等の介護が実施できる。 2 尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。		
修了時の 評価ポイント	1 主だった状態像の高齢者の生活の様子をイメージでき、要介護度等に応じた高齢者の在宅生活について列挙できる。 2 利用者の身体の状況に合わせた介護、環境整備についてポイントを理解している。 3 人体の構造や機能の基礎的知識を習得し、何故行動が起こるのかを概要を理解している。 4 家事援助の機能の概要について列挙できる。 5 移動・移乗の意味と関連する用具・機器、及び移動・移乗に関するからだのしくみを理解し、立ち上がりや移動の際の声かけ、歩行等が不安定な者の移動支援・見守りを行うことができる。 6 食事の意味と食事を取り巻く環境整備の方法のポイントを理解し、食事に関するからだのしくみを理解している。 7 睡眠の意味と睡眠を取り巻く環境整備や関連した用具を列挙でき、睡眠に関するからだのしくみを理解している。 8 ターミナルケアの考え方について、列挙できる。		
内 容 例		講 師 要 件	
指導の視点		当該科目に関連した実務経験を3年以上有する以下の者	
1 生活援助を中心とする介護実践に必要とされるころとからだのしくみの基礎的な知識を理解させ、具体的な身体機能の概要が理解できるよう促す。 2 サービスの提供例の紹介等を活用し、利用者にとっての生活の充足を提供しかつ不満足を感じさせない技術が必要となることへの理解を促す。 3 「死」に向かう生の充実と尊厳ある死について考えることができるように、身近な素材からの気づきを促す。		・介護福祉士 ・介護職員基礎研修課程修了者 ・実務者研修修了者 ・訪問介護員養成研修1級課程修了者	
内容（考えられる展開例）		・保健師、看護師、准看護師 （介護施設等で働いている又は連携をとって活動している者 ただし、「快適な居住環境整備と介護」に関する内容を除く）	
〈展開例〉 基本知識の学習の後に、生活支援技術等の学習を行い、最後に事例に基づく総合的な演習を行う。概ね次のような展開が考えられる。 【基本知識の学習（7.5時間程度）】 1 介護の基本的な考え方 ①理論に基づく介護（ICFの視点に基づく生活支援、我流介護の排除）②法的根拠に基づく介護 2 介護に関するころとからだのしくみの基礎的理解 ①感情と意欲の基礎知識②自己概念と生きがい③老化や障害を受け入れる適応行動とその阻害要因 3 介護に関するからだのしくみの基礎的理解 ①人体の各部の名称と動きに関する基礎知識②骨・関節・筋に関する基礎知識、ボディメカニクスの活用③中枢神経系と体性神経に関する基礎知識④自律神経と内部器官に関する基礎知識⑤ころとからだを一体的に捉える⑥利用者の様子の普段との違いに気づく視点 【生活支援技術の学習（14.5時間程度）】 4 生活と家事 家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援 ①生活歴②自立支援③予防的な対応④主体性・能動性を引き出す⑤多様な生活習慣⑥価値観 5 快適な居住環境整備と介護 快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障害者特有の居住環境整備と福祉用具に関する留意点 ①家庭内に多い事故		・福祉用具専門相談員（※） ・福祉住環境コーディネーター（※） ・作業療法士、理学療法士（※） ※（「快適な居住環境整備と介護」の内容に限る） ・栄養士、管理栄養士 （「食事に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護」に関する内容に限る） ・臨床心理の専門家 （「死にゆく人に関連したころとからだのしくみと終末期介護」に関する内容に限る） ・介護・福祉系大学、介護福祉士養成校・養成施設、福祉系高校等の教員として当該科目に類する科目を担当した経験のある者（現職又は離職後1年以内）	

内容（考えられる展開例）	講師要件
<p>6 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 移動・移乗に関する基礎知識、さまざまな移動・移乗に関する用具、利用者、介助者にとって負担の少ない移動・移乗を阻害するところとからだの要因の理解、移動と社会参加の留意点と支援 ①利用者の自然な動きの活用②残存能力の活用・自立支援③重心・重力の働きの理解④ボディメカニクスの基本原理⑤歩行等が不安定な者の移動支援・見守り（車いす・歩行器・つえ等）</p> <p>7 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 食事に関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関連した用具・食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法、食事と社会参加の留意点と支援 ①食事をする意味②食事のケアに対する介護者の意識③低栄養の弊害④脱水の弊害⑤食事と姿勢⑥咀嚼・嚥下のメカニズム⑦空腹感⑧満腹感⑨好み⑩食事の環境整備（時間・場所等）⑪食事に関わる福祉用具の定義⑫口腔ケアの意義⑬誤嚥性肺炎の予防</p> <p>8 睡眠に関したところとからだのしくみと自立に向けた介護 睡眠に関する基礎知識、さまざまな睡眠環境と用具の活用方法、快い睡眠を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法 ①安眠のための介護の工夫②環境の整備（温度や湿度、光、音、よく眠るための寝室）③安楽な姿勢・褥瘡予防</p> <p>9 死にゆく人に関したところとからだのしくみと終末期介護 終末期に関する基礎知識とところとからだのしくみ、生から死への過程、「死」に向き合うところの理解、苦痛の少ない死への支援 ①終末期ケアとは②高齢者の死に至る過程（高齢者の自然死（老衰）、癌死）③臨終が近づいたときの兆候</p> <p>※「実習」について 移動・移乗実習を2時間実施すること。</p> <p>〔生活支援技術演習（2時間程度）〕</p> <p>10 介護過程の基礎的理解 ①介護過程の目的・意義・展開②介護過程とチームアプローチ</p>	<p>・上記の資格等を有する実務経験者と同等以上の能力・経験を有すると認められる者（理由書の提出必須）</p> <p>「実習施設要件」 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長通知）別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第30号厚生省社会局庶務課長、児童家庭局企画課長通知）に定める施設</p>

科目名	⑨ 振り返り	時間数	2時間
ねらい (到達目標)	研修全体を振り返り、本研修を通じて学んだことについて再確認を行うとともに、就業後も継続して学習・研鑽する姿勢の形成、学習課題の認識をはかる。		
内 容 例		講 師 要 件	
指導の視点		当該科目に関連した実務経験を有する以下の者	
<p>1 「利用者の生活の拠点に共に居る」という意識を持って、その状態における模擬演習（身だしなみ、言葉遣い、応対の態度等の礼節を含む。）を行い、業務における基本的態度の視点を持って生活援助中心型の介護サービスを行えるよう理解を促す。</p> <p>2 研修を通じて学んだこと、今後継続して学ぶべきことを演習等で受講者自身に表出・言語化させうえて、利用者の生活を支援する根拠に基づく介護の要点について講義等により再確認を促す。</p> <p>3 修了後も継続的に学習することの重要性について理解を促し、介護職が身につけるべき知識や技術の体系を再掲するなどして、受講者一人ひとりが今後何を継続的に学習すべきか理解できるよう促す。</p> <p>4 最新知識の付与と、次のステップ（職場環境への早期適応、キャリアアップ等）へ向けての課題を受講者が認識できるよう促す。</p> <p>5 介護職の仕事内容や働く現場、事業所等における研修の実例等について、具体的なイメージを持たせるような教材の工夫、活用が望ましい。（視聴覚教材、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・介護職員基礎研修課程修了者 ・実務者研修修了者 ・訪問介護員養成研修1級課程修了者 ・介護・福祉系大学、介護福祉士養成校・養成施設、福祉系高校等の教員として当該科目に類する科目を担当した経験のある者（現職又は離職後1年以内） ・上記の資格等を有する実務経験者と同等以上の能力・経験を有すると認められる者（理由書の提出必須） 	
内 容			
<p>1 振り返り</p> <p>①研修を通して学んだこと②今後継続して学ぶべきこと</p> <p>③根拠に基づく介護についての要点（利用者の状態像に応じた介護と介護過程、身体・心理・社会面を総合的に理解するための知識の重要性、チームアプローチの重要性等）</p> <p>2 就業への備えと研修修了後における継続的な研修</p> <p>①継続的に学ぶこと②研修終了後における継続的な研修について、具体的にイメージできるような事業所等における事例（O f f - J T、O J T）を紹介</p>			

(別添2)

科目免除要件及び時間数

1 初任者研修課程

(1) 介護業務従事経験者※

免除対象	実習を行う科目のうち実習部分
要件	研修開講日時時点で、過去3年間において介護に関する実務経験の期間が6か月以上あり、かつ従事日数が60日以上ある者。勤務形態（常勤・非常勤の別）及び1日の勤務時間は問わない。

※ 介護業務の具体的範囲については、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付社庶第29号厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知）」に定めるものをいう。

(2) 生活援助従事者研修課程修了者

- ① 免除科目及び最大免除時間は表1のとおりとする。
- ② 各科目の研修内容において、免除ができる部分及び内容を軽くして教える部分については、表2のとおりとする。

表1 科目ごとの最大免除時間

科目	所定時間数	最大免除時間
1 職務の理解	6時間	2時間
2 介護における尊厳の保持・自立支援	9時間	6時間
3 介護の基本	6時間	4時間
4 介護福祉サービス理解と医療の連携	9時間	3時間
5 介護におけるコミュニケーション技術	6時間	6時間
6 老化の理解	6時間	6時間
7 認知症理解	6時間	3時間
8 障害の理解	3時間	3時間
9 心とからだのしくみと生活支援技術	75時間	24時間
(科目9の内訳)		
ア 基本知識の学習	5時間	3.5時間
イ 生活支援技術の講義・演習	60時間	18.5時間
ウ 生活支援技術演習	10時間	2時間
10 振り返り	4時間	2時間
計		59時間

表2 免除又は内容を軽くして教えることができる部分

下線部は免除できる部分、二重下線部は内容を軽くして教えることができる部分

科目	細目	研修内容
1 職務の理解	(1) 多様なサービスの理解	①介護保険サービス (<u>居宅、施設</u>) ② <u>介護保険外サービス</u>
	(2) 介護職の仕事の内容や働く現場の理解	① <u>居宅、施設</u> の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容 ② <u>居宅、施設</u> の実際のサービス提供現場の具体的イメージ (視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等) ③ケアプランの位置づけに始まるサービスの提供に至るまでの一連の業務の流れとチームアプローチ・他職種、介護保険外サービスを含めた地域の社会資源との連携
2 介護における尊厳の保持・自立支援	(1) 人権と尊厳を支える介護	○ <u>人権と尊厳の保持</u> ① <u>個人としての尊重</u> 、② <u>アドボカシー</u> 、③ <u>エンパワメントの視点</u> 、④「 <u>役割</u> 」の実感、⑤ <u>尊厳のある暮らし</u> 、⑥ <u>利用者のプライバシーの保護</u> ○ <u>ICF</u> ① <u>介護分野におけるICF</u> ○ <u>QOL</u> ① <u>QOLの考え方</u> 、② <u>生活の質</u> ○ <u>ノーマライゼーション</u> ① <u>ノーマライゼーションの考え方</u> ○ <u>虐待防止・身体拘束禁止</u> ① <u>身体拘束禁止</u> 、② <u>高齢者虐待防止法</u> 、③ <u>高齢者の養護者支援</u> ○ <u>個人の権利を守る制度の概要</u> ① <u>個人情報保護法</u> 、② <u>成年後見制度</u> 、③ <u>日常生活自立支援事業</u>
	(2) <u>自立に向けた介護</u>	○ <u>自立支援</u> ① <u>自立・自律支援</u> 、② <u>残存能力の活用</u> 、③ <u>動機と欲求</u> 、④ <u>意欲を高める支援</u> 、⑤ <u>個別性／個別ケア</u> 、⑥ <u>重度化防止</u> ○ <u>介護予防</u> ① <u>介護予防の考え方</u>

科目	細目	研修内容
3 介護の基本	(1) 介護職の役割、専門性と他職種との連携	<p>○介護環境の特徴の理解 <u>①訪問介護と施設介護サービスの違い、②地域包括ケアの方向性</u> ○介護の専門性 <u>①重度化防止・遅延化の視点、②利用者主体の支援姿勢、③自立した生活を支えるための援助、④根拠のある介護、⑤チームケアの重要性、⑥事業所内のチーム、⑦他職種から成るチーム</u> ○介護に関わる職種 <u>①異なる専門性を持つ多職種の理解、②介護支援専門員、③サービス提供責任者、④看護師等とチームとなり利用者を支える意味、⑤互いの専門職能力を活用した効果的なサービスの提供、⑥チームケアにおける役割分担</u></p>
	<u>(2) 介護職の職業倫理</u>	<p>○職業倫理 <u>①専門職の倫理の意義、②介護の倫理（介護福祉士の倫理と介護福祉士制度等）、③介護職としての社会的責任、④プライバシーの保護・尊重</u></p>
	(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント	<p>○介護における安全の確保 <u>①事故に結びつく要因を探り対応していく技術、②リスクとハザード</u> ○事故予防、安全対策 <u>①リスクマネジメント、②分析の手法と視点、③事故に至った経緯の報告（家族への報告、市町村への報告等）</u> <u>④情報の共有</u> ○感染対策 <u>①感染の原因と経路（感染源の排除、感染経路の遮断）、②「感染」に対する正しい知識</u></p>
	(4) 介護職の安全	<p>○介護職の心身の健康管理 <u>①介護職の健康管理が介護の質に影響、②ストレスマネジメント、③腰痛の予防に関する知識、④手洗い・うがいの励行、⑤手洗いの基本、⑥感染症対策</u></p>

科目	細目	研修内容
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	(1) 介護保険制度	<p>○介護保険制度の創設の背景及び目的、動向</p> <p><u>①ケアマネジメント、②予防重視型システムへの転換、③地域包括支援センターの設置、④地域包括ケアシステムの推進</u></p> <p>○仕組みの基礎的理解</p> <p><u>①保険制度としての基本的仕組み、②介護給付と種類、③予防給付、④要介護認定の手順</u></p> <p>○制度を支える財源、組織・団体の機能と役割</p> <p><u>①財政負担、②指定介護サービス事業者の指定</u></p>
	(2) 医療との連携とリハビリテーション	<p><u>①医行為と介護、②訪問看護、③施設における看護と介護の役割・連携、④リハビリテーションの理念</u></p>
	(3) 障害福祉制度及びその他の制度	<p>○障害福祉制度の理念</p> <p><u>①障害者の概念、②ICF（国際生活機能分類）</u></p> <p>○障害福祉制度の仕組みの基礎的理解</p> <p><u>①介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで</u></p> <p>○個人の権利を守る制度の概要</p> <p><u>①個人情報保護法、②成年後見制度、③日常生活自立支援事業</u></p>
5 介護におけるコミュニケーション技術	(1) 介護におけるコミュニケーション	<p>○介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割</p> <p><u>①相手のコミュニケーション能力に対する理解や配慮、②傾聴、③共感の応答</u></p> <p>○コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション</p> <p><u>①言語的コミュニケーションの特徴②非言語コミュニケーションの特徴</u></p> <p>○利用者・家族とのコミュニケーションの実際</p> <p><u>①利用者の思いを把握する、②意欲低下の原因を考える、③利用者の感情に共感する、④家族の心理的理解、⑤家族へのいたわりと励まし、⑥信頼関係の形成、⑦自分の価値観で家族の意向を判断し非難することがないようにする、⑧アセスメントの手法とニーズとデマンドの違い</u></p> <p>○利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際</p> <p><u>①視力、聴力の障害に応じたコミュニケーション技術、②失語症に応じたコミュニケーション技術、③構音障害に応じたコミュニケーション技術、④認知症に応じたコミュニケーション技術</u></p>

科目	細目	研修内容
5 介護におけるコミュニケーション技術	(2) 介護におけるチームのコミュニケーション	<p>○記録における情報の共有化</p> <p>①介護における記録の意義・目的、利用者の状態を踏まえた観察と記録、②介護に関する記録の種類、③個別援助計画書（訪問・通所・入所、福祉用具貸与等）、②ヒヤリハット報告書、③5W1H</p> <p>○報告</p> <p>①報告の留意点、②連絡の留意点、③相談の留意点</p> <p>○コミュニケーションを促す環境</p> <p>①会議、②情報共有の場、③役割の認識の場（利用者と頻回に接触する介護者に求められる観察眼）、④ケアカンファレンスの重要性</p>
6 老化の理解	(1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常	<p>○老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴</p> <p>①防衛反応（反射）の変化、②喪失体験</p> <p>○老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響</p> <p>①身体機能の変化と日常生活への影響、②咀嚼機能の低下、③筋・骨・関節の変化、④体温維持機能の変化、⑤精神的機能の変化と日常生活への影響</p>
	(2) 高齢者と健康	<p>○高齢者の疾病と生活上の留意点</p> <p>①骨折、②筋力の低下と動き・姿勢の変化、③関節痛</p> <p>○高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点</p> <p>①循環器障害（脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患）、②循環器障害の危険因子と対策、②老年期うつ病症状（強い不安感、焦燥感を背景に、「訴え」の多さが全面に出る、うつ病性仮性認知症）、③誤嚥性肺炎、④病状の小さな変化に気づく視点、⑤高齢者は感染症にかかりやすい</p>
7 認知症の理解	(1) 認知症を取り巻く状況	<p>○認知症ケアの理念</p> <p>①パーソンセンタードケア、②認知症ケアの視点（できることに着目する）</p>
	(2) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	<p>○認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理</p> <p>①認知症の定義、②もの忘れとの違い、③せん妄の症状、④健康管理（脱水・便秘・低栄養・低運動の防止、口腔ケア）、⑤治療、⑥薬物療法、⑦認知症に使用される薬</p>
	(3) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活	<p>○認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴</p> <p>①認知症の中核症状、②認知症の行動・心理症状（BPSD）、③不適切なケア、④生活環境で改善</p> <p>○認知症の利用者への対応</p> <p>①本人の気持ちを推察する、②プライドを傷つけない、③相手の世界に合わせる、④失敗しないような状況をつくる、⑤すべての援助行為がコミュニケーションであると考え、⑥身体を通じたコミュニケーション、⑦相手の様子・表情・視線・姿勢などから気持ちを洞察する、⑦認知症の進行に合わせたケア</p>

科目	細目	研修内容
7 認知症の理解	(4) 家族への支援	①認知症の受容課程での援助、②介護負担の軽減（レスパイトケア）
8 障害の理解	(1) 障害の基礎的理解	○障害の概念とICF ①ICFの分類と医学的分類、②ICFの考え方 ○障害者福祉の基本理念 ①ノーマライゼーションの概念
	(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識	○身体障害 ①視覚障害、②聴覚、平衡障害、③音声・言語・咀嚼障害、④肢体不自由、⑤内部障害 ○知的障害 ①知的障害 ○精神障害（高次脳機能障害・発達障害を含む） ①統合失調症・気分（感情障害）・依存症などの精神疾患、②高次脳機能障害、③広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害などの発達障害 ○その他の心身の機能障害
	(3) 家族の心理、かかわり支援の理解	○家族への支援 ①障害の理解・障害の受容支援、②介護負担の軽減
9 こころとからだのしくみと生活支援技術	(1) 介護の基本的な考え方	①理論に基づく介護（ICFの視点に基づく生活支援、我流介護の排除）、②法的根拠に基づく介護
	(2) 介護に関するこころのしくみと基礎的理解	①学習と記憶の基礎知識、②感情と意欲の基礎知識、③自己概念と生きがい、④老化や障害を受け入れる適応行動とその阻害要因、⑤こころの持ち方が行動に与える影響、⑥からだの状態がこころに与える影響
	(3) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解	①人体の各部の名称と動きに関する基礎知識、②骨・関節・筋肉に関する基礎知識、ボディメカニクスの活用、③中枢神経系と体性神経に関する基礎知識、④自律神経と内部器官に関する基礎知識、⑤こころとからだを一体的に捉える、⑥利用者の様子の普段との違いに気づく視点
	(4) 生活と家事	○家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援 ①生活歴、②自立支援、③予防的な対応、④主体性・能動性を引き出す、⑤多様な生活習慣、⑥価値観
	(5) 快適な居住環境整備と介護	○快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障害者特有の居住環境整備と福祉用具に関する留意点と支援方法 ①家庭内に多い事故、②バリアフリー、③住宅改修、④福祉用具貸与

科目	細目	研修内容
9 ところとからだのしくみと生活支援技術	(6) 整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	(読み替えなし)
	(7) 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	○移動・移乗に関する基礎知識、様々な移動・移乗に関する用具とその活用方法、利用者、介助者にとって負担の少ない移動・移乗を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法、移動と社会参加の留意点と支援 ①利用者と介護者の双方が安全で安楽な方法、②利用者の自然な動きの活用、③残存能力の活用・自立支援、④重心・重力の動きの理解、⑤ボディメカニクスの基本原理、⑥移乗介助の具体的な方法（車いすへの移乗の具体的な方法、全面介助でのベッド・車いす間の移乗、全面介助での車いす・洋式トイレ間の移乗）、⑦移動介助（車いす・歩行器・つえ等）、⑧褥瘡予防
	(8) 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	○食事に関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関連した用具・食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法、食事と社会参加の留意点と支援 ①食事をする意味、②食事のケアに対する介護者の意識、③低栄養の弊害、④脱水の弊害、⑤食事と姿勢、⑥咀嚼・嚥下のメカニズム、⑦空腹感、⑧満腹感、⑨好み、⑩食事の環境整備（時間・場所等）、⑪食事に関した福祉用具の活用と介助方法、⑫口腔ケアの定義、⑬誤嚥性肺炎の予防
	(9) 入浴・清潔に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護、 (10) 排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	(読み替えなし)

科目	細目	研修内容
9 ところとからだのしくみと生活支援技術	(11) 睡眠に関するところとからだのしくみと自立に向けた介護	○睡眠に関する基礎知識、様々な睡眠環境と用具の活用方法、快い睡眠を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法 ①安眠のための介護の工夫、②環境の整備(温度や湿度、光、音、よく眠るための寝室)、③安楽な姿勢・褥瘡予防
	(12) 死にゆく人に関するところとからだのしくみと終末介護	○終末期に関する基礎知識とところとからだのしくみ、生から死への過程、「死」に向き合うところの理解、苦痛の少ない死への支援 ①終末期ケアとは、②高齢者の死に至る過程(高齢者の自然死(老衰)、癌死)、③臨終が近づいたときの兆候と介護、④介護従事者の基本的態度、⑤他職種間の情報共有の必要性
	(13) 介護過程の基礎的理解	①介護過程の目的・意義・展開、②介護過程とチームアプローチ
	(14) 総合生活支援技術演習	(読み替えなし)
10 振り返り	(1) 振り返り	①研修を通して学んだこと、②今後継続して学ぶべきこと、③根拠に基づく介護についての要点(利用者の状態像に応じた介護と介護過程、身体・心理・社会面を総合的に理解するための知識の重要性、チームアプローチの重要性等)
	(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修	①継続的に学ぶこと、②研修修了後における継続的な研修について、具体的にイメージできるような事業所等における実例(Off-JT、OJT)を紹介

(3) 入門的研修修了者(「介護に関する入門的研修の実施について」(平成30年3月30日社援基発第0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)に規定するもの。)

- ① 免除科目及び最大免除時間は表3のとおりとする。
- ② 基礎講座のみの修了者については、免除することはできない。

表3 科目ごとの最大免除時間

① 基礎・入門講座修了者

科目	所定時間数	最大免除時間
3 介護の基本	6時間	6時間
6 老化の理解	6時間	6時間
7 認知症の理解	6時間	6時間
8 障害の理解	3時間	3時間
		計21時間

② 入門講座のみ修了者

科目	所定時間数	最大免除時間
3 介護の基本 （「細目(7)介護における安全確保とリスクマネジメント」及び「細目(8)介護職の安全」のみ）	6時間	2時間
6 老化の理解	6時間	6時間
7 認知症の理解	6時間	6時間
8 障害の理解	3時間	3時間
		計17時間

(4) 認知症介護基礎研修修了者（「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に規定するもの。）

① 免除科目及び最大免除時間は表4のとおりとする。

表4 科目ごとの最大免除時間

科目	所定時間数	最大免除時間
7 認知症の理解	6時間	6時間
		計6時間

(5) 訪問介護に関する三級課程修了者（「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）」による改正前の介護保険法施行規則第22条の23に規定するもの。）

① 免除科目及び最大免除時間は表5のとおりとする。

② 各科目の研修内容において、免除ができる部分については、表6のとおりとする。

表5 科目ごとの最大免除時間

科目	所定時間数	最大免除時間
1 職務の理解	6時間	3時間
2 介護における尊厳の保持・自立支援	9時間	3時間
9 心とからだのしくみと生活支援技術	75時間	7時間
(科目9の内訳)		
ア 基本知識の学習	5時間	0時間
イ 生活支援技術の講義・演習	60時間	4時間
ウ 生活支援技術演習	10時間	3時間
		計13時間

表6 免除ができる部分

下線部は免除できる部分

u003c/p>

科目	細目	研修内容
1 職務の理解	(1) 多様なサービスの理解	①介護保険サービス（ <u>居宅、施設</u> ）②介護保険外サービス

科目	細目	研修内容
1 職務の理解	(2) 介護職の仕事の内容や働く現場の理解	<p>①<u>居宅、施設</u>の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容</p> <p>②<u>居宅、施設</u>の実際のサービス提供現場の具体的なイメージ（視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等）</p> <p>③ケアプランの位置づけに始まるサービスの提供に至るまでの一連の業務の流れとチームアプローチ・他職種、介護保険外サービスを含めた地域の社会資源との連携</p>
2 介護における尊厳の保持・自立支援	(1) 人権と尊厳を支える介護	<p>○<u>人権と尊厳の保持</u></p> <p>①<u>個人としての尊重</u>、②<u>アドボカシー</u>、③<u>エンパワメントの視点</u>、④<u>「役割」の実感</u>、⑤<u>尊厳のある暮らし</u>、⑥<u>利用者のプライバシーの保護</u></p> <p>○<u>ICF</u></p> <p>①<u>介護分野におけるICF</u></p> <p>○<u>QOL</u></p> <p>①<u>QOLの考え方</u>、②<u>生活の質</u></p> <p>○<u>ノーマライゼーション</u></p> <p>①<u>ノーマライゼーションの考え方</u></p> <p>○<u>虐待防止・身体拘束禁止</u></p> <p>①<u>身体拘束禁止</u>、②<u>高齢者虐待防止法</u>、③<u>高齢者の養護者支援</u></p> <p>○<u>個人の権利を守る制度の概要</u></p> <p>①<u>個人情報保護法</u>、②<u>成年後見制度</u>、③<u>日常生活自立支援事業</u></p>
	(2) 自立に向けた介護	<p>○<u>自立支援</u></p> <p>①<u>自立・自律支援</u>、②<u>残存能力の活用</u>、③<u>動機と欲求</u>、④<u>意欲を高める支援</u>、⑤<u>個別性／個別ケア</u>、⑥<u>重度化防止</u></p> <p>○<u>介護予防</u></p> <p>①<u>介護予防の考え方</u></p>
9 ところとからだのしくみと生活支援技術	(1) <u>生活と家事</u>	<p>○<u>家事と生活の理解</u>、<u>家事援助に関する基礎的知識と生活支援</u></p> <p>①<u>生活歴</u>、②<u>自立支援</u>、③<u>予防的な対応</u>、④<u>主体性・能動性を引き出す</u>、⑤<u>多様な生活習慣</u>、⑥<u>価値観</u></p>
	(2) <u>介護過程の基礎的理</u> <u>解</u>	<p>①<u>介護過程の目的・意義・展開</u>、②<u>介護過程とチームアプローチ</u></p>

2 生活援助従事者研修課程

(1) 介護業務従事経験者※

免除対象	実習を行う科目のうち実習部分
要件	研修開講日時点で、過去3年間において介護に関する実務経験の期間が6か月以上あり、かつ従事日数が60日以上ある者。勤務形態（常勤・非常勤の別）及び1日の勤務時間は問わない。

※ 介護業務の具体的範囲については、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付社庶第29号厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知）」に定めるものをいう。

(2) 入門的研修修了者（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日社援基発第0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定するもの。）

- ① 免除科目及び最大免除時間は表7のとおりとする。
- ② 基礎講座のみの修了者については、免除することはできない。

表7 科目ごとの最大免除時間

○ 基礎・入門講座修了者

科目	所定時間数	最大免除時間
3 介護の基本	4時間	4時間
6 老化と認知症の理解	9時間	9時間
7 障害の理解	3時間	3時間
計		16時間

○ 入門講座のみ修了者

科目	所定時間数	最大免除時間
3 介護の基本 （「細目(7)介護における安全確保とリスクマネジメント」及び「細目(8)介護職の安全」のみ）	4時間	2時間
6 老化と認知症の理解	9時間	9時間
7 障害の理解	6時間	3時間
計		14時間

(3) 認知症介護基礎研修修了者（「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に規定するもの。）

- ① 免除科目及び最大免除時間は表8のとおりとする。

表8

科目	所定時間数	最大免除時間
6 老化と認知症の理解（認知症の理解の部分のみ）	9時間	3時間
計		3時間

(4) 訪問介護に関する三級課程修了者（「介護保険施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 25 号）」による改正前の介護保険法施行規則第 22 条の 23 に規定するもの。）

- ① 免除科目及び最大免除時間は表 9 のとおりとする。
- ② 各科目の研修内容において、免除ができる部分については、表 10 のとおりとする。

表 9 科目ごとの最大免除時間

科目	所定時間数	最大免除時間
1 職務の理解	2 時間	2 時間
2 介護における尊厳の保持・自立支援	6 時間	3 時間
8 ところとからだのしくみと生活支援技術	24 時間	7 時間
(科目 8 の内訳)		
ア 基本知識の学習	7.5 時間程度	0 時間
イ 生活支援技術の講義・演習	14.5 時間程度	4 時間
ウ 生活支援技術演習	2 時間程度	3 時間
		計 12 時間

表 10 免除ができる部分

下線部は免除できる部分

科目	細目	研修内容
1 職務の理解	<u>(1) 多様なサービスの理解</u>	<u>①介護保険サービス（居宅）、②介護保険外サービス</u>
	<u>(2) 介護職の仕事の内容や働く現場の理解</u>	<u>①居宅、施設の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容</u> <u>②居宅の実際のサービス提供現場の具体的なイメージ（視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等）、③生活援助中心型の訪問介護で行う業務の範囲（歩行等が不安定な者の移動支援・見守り含む）</u>

科目	細目	研修内容
2 介護における尊厳の保持・自立支援	(1) 人権と尊厳を支える介護	<p>○<u>人権と尊厳の保持</u></p> <p>①<u>個人としての尊重</u>、②<u>アドボカシー</u>、③<u>エンパワメントの視点</u>、④「<u>役割</u>」の実感、⑤<u>尊厳のある暮らし</u>、⑥<u>利用者のプライバシーの保護</u></p> <p>○<u>ICF</u></p> <p>①<u>介護分野におけるICF</u></p> <p>○<u>QOL</u></p> <p>①<u>QOLの考え方</u>、②<u>生活の質</u></p> <p>○<u>ノーマライゼーション</u></p> <p>①<u>ノーマライゼーションの考え方</u></p> <p>○<u>虐待防止・身体拘束禁止</u></p> <p>①<u>身体拘束禁止</u>、②<u>高齢者虐待防止法</u>、③<u>高齢者の養護者支援</u></p> <p>○<u>個人の権利を守る制度の概要</u></p> <p>①<u>個人情報保護法</u>、②<u>成年後見制度</u>、③<u>日常生活自立支援事業</u></p>
	(2) 自立に向けた介護	<p>○<u>自立支援</u></p> <p>①<u>自立・自律支援</u>、②<u>残存能力の活用</u>、③<u>動機と欲求</u>、④<u>意欲を高める支援</u>、⑤<u>個別性／個別ケア</u>、⑥<u>重度化防止</u></p> <p>○<u>介護予防</u></p> <p>①<u>介護予防の考え方</u></p>
8 こころとからだのしくみと生活支援技術	(4) <u>生活と家事</u>	<p>○<u>家事と生活の理解</u>、<u>家事援助に関する基礎的知識と生活支援</u></p> <p>①<u>生活歴</u>、②<u>自立支援</u>、③<u>予防的な対応</u>、④<u>主体性・能動性を引き出す</u>、⑤<u>多様な生活習慣</u>、⑥<u>価値観</u></p>
	(10) <u>介護過程の基礎的理解</u>	<p>①<u>介護過程の目的・意義・展開</u>、②<u>介護過程とチームアプローチ</u></p>

(別添3)

講義を通信で行う際の基準

範 囲	別添1の別表2-1又は別表2-2に定めるカリキュラムのうち、講義科目とする。
学習方法	テキスト等の教材による自宅学習の方法により行うものとする。 受講者の理解度について添削課題を課すことにより確認するものとする。 通信形式で実施できる科目ごとの上限時間は別添1の別表1-1又は別表1-2のとおりとする。 受講者の理解度向上のため、面接指導を行うものとする。
課題作成者	別添1の別表2-1又は別表2-2に定める講師要件を満たす者とする。
課題内容	別添1の別表2-1又は別表2-2に定めるカリキュラムの内容を網羅するものとする。
学習期間	講義についての学習期間は4週間以上とする。ただし、ここでいう学習期間とは、開講日から最後の添削課題提出期限までとする。
設問の種類	選択式、穴埋め式、記述式等の他に各回1問以上論述式(200文字以内)を設けるものとする。 設問については、設問方式が偏らないよう留意すること。
添削指導	添削者は、別添1の別表2-1又は別表2-2に定める講師要件を満たす者とする。
評価	各科目の採点は100点満点法により、A・B・C及びDに分け、AからCまでを合格としDを不合格とする。 (1) A (90点以上) (2) B (89点から80点) (3) C (79点から70点) (4) D (69点以下)
再提出	不合格者に対しては、課題の再提出を義務付け、指導を行うものとする。
その他	受講者からの課題に関する質問への回答責任者、回答期限を定めること。 制度改正、テキストの改訂ごとに、添削課題の内容について見直すこと。

(別添4)

研修会場及び教材の基準

講義室	内法による測定で受講者1人当たり1.65㎡以上
演習室	

テキスト	別添1「介護員養成研修におけるカリキュラム等について」に定める到達目標・評価の基準及び別添1の別表2-1又は別表2-2に定める各科目の内容を網羅するものであること。
------	--

初任者研修課程演習用備品

品名	最低基準数量	備考
	初任者研修課程	
ギャッチベッド	受講者 8名につき 1	背部及び胸部の角度、床の高さが調整できるもの
簡易浴槽	受講者20名につき 1	移動できるもので浴槽が硬質のもの及び軟質のもの
排せつ用具	受講者 8名につき 1	ポータブルトイレ、差し込み便器、尿器等
車いす	受講者 8名につき 1	簡易車いすでも可とする
杖・歩行器	受講者 8名につき 1	一本杖、多脚杖、白杖、四脚歩行器、歩行車 等

※上記の他に介護に関する技術演習に使用する物品・消耗品を準備すること。

生活援助従事者研修課程演習用備品

品名	最低基準数量	備考
	生活援助従事者研修課程	
ギャッチベッド	受講者 8名につき 1	背部及び胸部の角度、床の高さが調整できるもの
車いす	受講者 8名につき 1	簡易車いすでも可とする
杖・歩行器	受講者 8名につき 1	一本杖、多脚杖、白杖、四脚歩行器、歩行車 等

研修機関が公表すべき情報の内訳

公開する情報の種類		内 容
研修機関情報	法人情報☆	<ul style="list-style-type: none"> ●法人格・法人名称・住所等 ●代表者名、研修事業担当理事・取締役名 △理事等の構成、組織、職員数等 △教育事業を実施している場合・事業概要 △研究活動を実施している場合・概要 △介護保険事業を実施している場合・事業概要 △その他の事業概要 △法人財務情報
	研修機関情報☆	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所名称、住所等 ●理念 ●学則 ●研修施設、設備 △沿革 △事業所の組織、職員数等 △併設して介護保険事業を実施している場合・事業概要☆ △財務セグメント情報
研修事業情報	研修の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 ●研修のスケジュール（期間、日程、時間数） ●定員（集合研修、実習）と指導者数 ●研修受講までの流れ（募集、申込み） ●費用 ●留意事項、特徴、受講者へのメッセージ等
	課程責任者	<ul style="list-style-type: none"> ●課程編成責任者名 △課程編成者の略歴、資格
	カリキュラム	<ul style="list-style-type: none"> ●科目別シラバス ●科目別担当教官名 ●科目別特徴（演習の場合は、実技内容・備品・指導体制）
	（通信）	<ul style="list-style-type: none"> ●科目別通信・事前・事後学習とする内容及び時間 ●通信課程の教材・指導体制・指導方法・課題
	修了評価	<ul style="list-style-type: none"> ●修了評価の方法、評価者、再履修等の基準
	実 習	<ul style="list-style-type: none"> ●協力実習機関の名称・住所等☆ ●協力実習機関の介護保険事業の概要☆ ●協力実習機関の演習担当者名 ●実習プログラムの内容・プログラムの特色 ●実習中の指導体制・内容（振り返り、実習指導者等） △実習担当者の略歴、資格、メッセージ等 ●協力実習機関における延べ人数
講師情報	<ul style="list-style-type: none"> ●名前 ●略歴、現職、資格 △受講者向けメッセージ等 △受講者満足度調査の結果等 	
実績情報	<ul style="list-style-type: none"> ●過去の研修実施回数（年度ごと） ●過去の研修延べ参加人数（年度ごと） △卒業率・再履修率 △卒業後の就業状況（就職率・就業分野） △卒後の相談・支援 	
連絡先等	<ul style="list-style-type: none"> ●申込み、資料請求先 ●法人の苦情対応者名・役職・連絡先 ●事業所の苦情対応者名・役職・連絡先 	
質を向上させるための取り組み	<ul style="list-style-type: none"> △自己評価活動、相互評価活動 △実習の質の向上のための取り組み、研修機関と実習機関との連携 △研修活動、研究活動 △研修生満足度調査（アンケート、研修生の声など） △事業所満足度調査（アンケート、事業所の声など） 	

●：必須 △：可能な限り公表

☆：他ページへのリンクによる対応可

※インターネット上のホームページにより情報を公開すること。

※サーバーは、法人ごと事業所ごとに自ら確保する。

※基本ストラクチャは変更しない。

※受講者の募集を開始するまでに公開するものとする。

(別添6)

介護員養成研修における修了評価について

研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行われる必要があることに留意すること。

- 1 全科目の修了時には、科目ごとに定める「修了時の評価ポイント」に沿って、各受講生の知識・技術等の習得度を評価すること。

修了評価は筆記試験により、初任者研修課程においては1時間程度、生活援助従事者研修課程にあつては0.5時間程度実施するものとするものとする。なお、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。

- 2 評価の難易度については、介護職の入口に位置する研修であることから、初任者研修課程にあつては「列挙・概説・説明できるレベル」、生活援助従事者研修にあつては「理解しているレベル、列挙・概説・説明できるレベル」を想定している。

- 3 修了評価は100点満点法により、A・B・C及びDに分け、AからCまでを合格としDを不合格とする。

- (1) A (90点以上)
- (2) B (89点から80点)
- (3) C (79点から70点)
- (4) D (69点以下)

- 4 「修了時の評価ポイント」に示す知識・技術等の習得が十分でない場合は、研修実施者は必要に応じて補講等を行い、ねらい(到達目標)に達するよう努めるものとする。

- 5 実習の評価は、実習レポートに基づき行うこと。

別記様式第1-1号

第 号	修了証明書
氏 名	年 月 日 生
介護職員初任者研修課程を修了したことを証明する。	
年 月 日	
介護員養成研修事業者名	印

別記様式第1-2号

第 号	修了証明書（携帯用）
氏 名	年 月 日 生
介護職員初任者研修課程を修了したことを証明する。	
年 月 日	
介護員養成研修事業者名	印

別記様式第2-1号

第 号	修了証明書
氏 名	年 月 日 生
生活援助従事者研修課程を修了したことを証明する。	
年 月 日	
介護員養成研修事業者名	印

別記様式第2-2号

第 号	修了証明書（携帯用）
氏 名	年 月 日 生
生活援助従事者研修課程を修了したことを証明する。	
年 月 日	
介護員養成研修事業者名	印